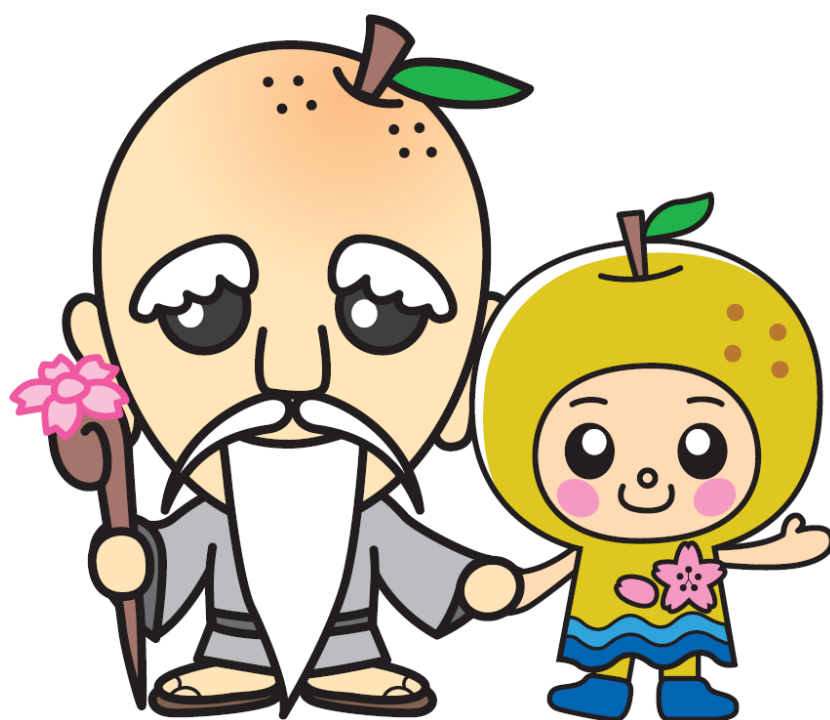


神 川 町 障 害 者 計 画
神川町障害福祉計画（障害児福祉計画）
（案）



平成30年 月
神 川 町

「障害」という言葉について、法律用語では漢字表記となっていますが、近年「障がい」といった表記がみうけられることから、表記の方法について、本計画の策定委員会で議論した結果、本計画書においては漢字表記とすることとしました。

< 目 次 >

第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画策定の背景及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 法令等の根拠及び計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 障害者施策の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 計画の期間と見直しの時期・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 障害者の状況と取り巻く環境

- 1 神川町の人口等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 神川町の障害者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 現状の課題と今後の方向性

- 1 理解と共感の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 生活支援の充実 ― 障害福祉計画（障害児福祉計画）― ・・・・・ 18
 - （1）障害者総合支援法によるサービスの全体像・・・・・・・・ 18
 - （2）児童福祉法によるサービスの全体像・・・・・・・・・・ 19
 - （3）障害者総合支援法への改正ポイント・・・・・・・・・・ 20
 - （4）平成32年度の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - （5）サービスの実績と見込み量・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - （6）制度の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - （7）人材の養成確保及び資質の向上・・・・・・・・・・ 38
 - （8）就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 保健・医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 教育・学習環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 5 社会参加の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 6 福祉のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第4章 計画の推進体制

- 1 各関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 2 計画の評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

資 料 編

- 1 アンケート調査結果（障害者）・・・・・・・・・・60
- 2 アンケート調査結果（健常者）・・・・・・・・・・69
- 3 用語解説・・・・・・・・・・76

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景及び趣旨

神川町では、障害者基本法の考え方を踏まえ、平成24年度から平成29年度までを計画期間とする「神川町障害者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」の理念に基づき、障害者施策を推進しています。

また、障害福祉サービスの方向性を明らかにするものとして、平成24年3月に「神川町障害福祉計画（第3期：平成24～26年度）」を、平成27年3月に「神川町障害福祉計画（第4期：平成27～29年度）」を策定しました。

両計画により、誰もが住みなれた地域や家庭で自立した日常生活や社会生活を築いていくことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定して、計画的なサービスの提供に努めています。

国では、障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しの動きがあり、様々な制度の改革が進められております。

平成25年4月には、それまでの障害者自立支援法に代えて、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。同法では、障害の範囲に難病患者が追加され、また、平成26年4月施行分では、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが盛り込まれました。

また、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障害者への差別的扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止など差別を解消するための措置等が定められました。

以上のように、わが国の社会福祉全体の枠組みは、社会福祉の基礎構造改革に伴って大きく変化しています。

こうした動きの中で、障害者施策の基本理念と施策の方向性を示すため、平成30年度から平成35年度までの障害者計画と、平成30年度から平成32年度までの必要なサービス量を見込むとともに、その確保をすることを目的として第5期障害福祉計画を策定します。また、児童福祉法の改正により、障害福祉計画に障害児福祉サービス等の見込み量を定める障害児福祉計画を合わせて策定します。

2 法令等の根拠及び計画の性格

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、神川町の障害者施策に関する基本的な計画として位置づけます。

また、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」とし、「神川町障害者計画」に掲げる「生活支援の充実」に向けた障害福祉サービスに関する3年間の「実施計画」として位置づけます。

この計画の策定に当たっては、国・県の指針に留意し、「神川町総合計画」、「神川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「かみかわちょっくら健康21」、「神川町子ども・子育て支援事業計画」等、他の計画と整合を図りながら策定するものとしします。

さらに、この計画は、行政のみで対応できるものではなく、障害者を含む町民、地域住民の理解と協力、主体的な取り組みがあってこそ実現するという、町民の共通理解を目指すものです。

3 基本理念

前計画の理念を引き継ぎ、障害者基本法にも受け継がれている「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」を基本理念とします。また、この基本理念に基づき、尊敬、支えあい、自立の精神で「すべての人が共生できるまちづくり」を目指します。

ノーマライゼーション
リハビリテーション

4 障害者施策の基本的視点

(1) 理解と共感の推進

- ◎障害者福祉思想の普及
- ◎福祉教育や交流を通じた心のバリアフリーの推進
- ◎権利擁護の推進

(2) 生活支援の充実 —障害福祉計画（障害児福祉計画）—

- ◎障害福祉サービスの充実
- ◎障害児に対するサービスの充実
- ◎地域生活支援事業の充実
- ◎地域で安心して暮らすための相談支援体制の充実
- ◎就労支援の強化

(3) 保健・医療体制の充実

- ◎障害の軽減や健康づくりの充実

(4) 教育・学習環境の充実

- ◎就学前児童等に対する相談支援体制の充実
- ◎個々の児童生徒に応じた教育・学習の実践と充実

(5) 社会参加の推進

- ◎社会参加活動や福祉活動の推進

(6) 福祉のまちづくりの推進

- ◎安全で快適な生活環境の整備

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置及び庁内関係課との連携

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体関係者、社会福祉施設関係者からなる「神川町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

また、障害者福祉計画の策定に係わる課を主管課とし、庁内関係課との連携を図り、策定委員会との連携・調整を行いました。

(2) 住民の意見の反映

本計画の策定にあたり、障害者の現状や意向などを把握するため、また、健常者の障害者に対する意識の掘り起こしのために、アンケート調査やパブリックコメントを行い、広く意見を聴取し、計画づくりに反映させています。

◆ 調査の概要

対象者	対象者数(人)	回収数(通)	回収率(%)
身体障害者	250	194	59.7
知的障害者	45		
精神障害者	30		
健常者	100	35	35.0

◆ 対象者及び調査方法

- ・ 障害者手帳所持者 無作為に抽出し郵送による配布回収
- ・ 健常者 無作為に抽出し郵送による配布回収

6 計画の期間と見直しの時期

「神川町障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。ただし、今後の社会情勢の急激な変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

また、「神川町障害福祉計画」「神川町障害児福祉計画」は、平成30年度を初年度とした平成32年度までの3か年計画とし、3年後の平成32年度中に見直しを行うこととします。

◆ 計画の期間及び見直しの時期

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
神川町障害者計画											
					見直し	神川町障害者計画					
神川町障害福祉計画											
		見直し	神川町障害福祉計画								
					見直し	神川町障害福祉計画 神川町障害児福祉計画					
								見直し	神川町障害福祉計画 神川町障害児福祉計画		

7 計画の対象者

本計画で対象となる人は、障害者基本法による身体障害、知的障害、精神障害のある人や、難病、発達障害など、障害のあるすべての人々です。さらに、計画を推進するためには町民の理解と協力が必要であることから、障害者を始めとするすべての町民を対象とします。

第2章 障害者の状況と取り巻く環境

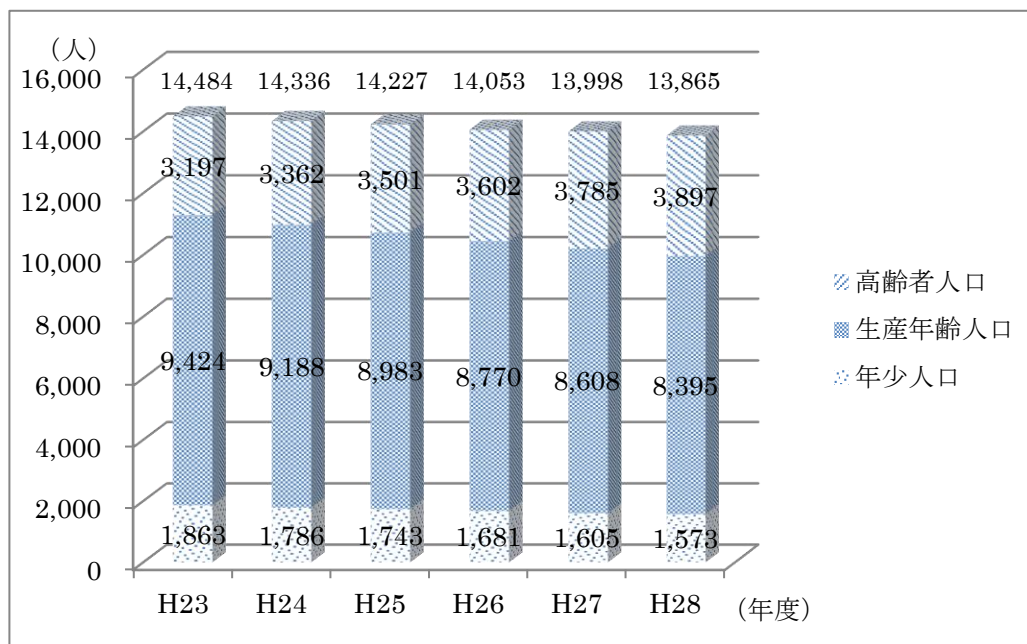
1 神川町の人口等

(1) 総人口の推移

平成23年度末と平成28年度末の総人口を比較してみると、毎年約120人ずつの減少となっています。

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少の傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けています。

◆ 年齢3区分別人口推移

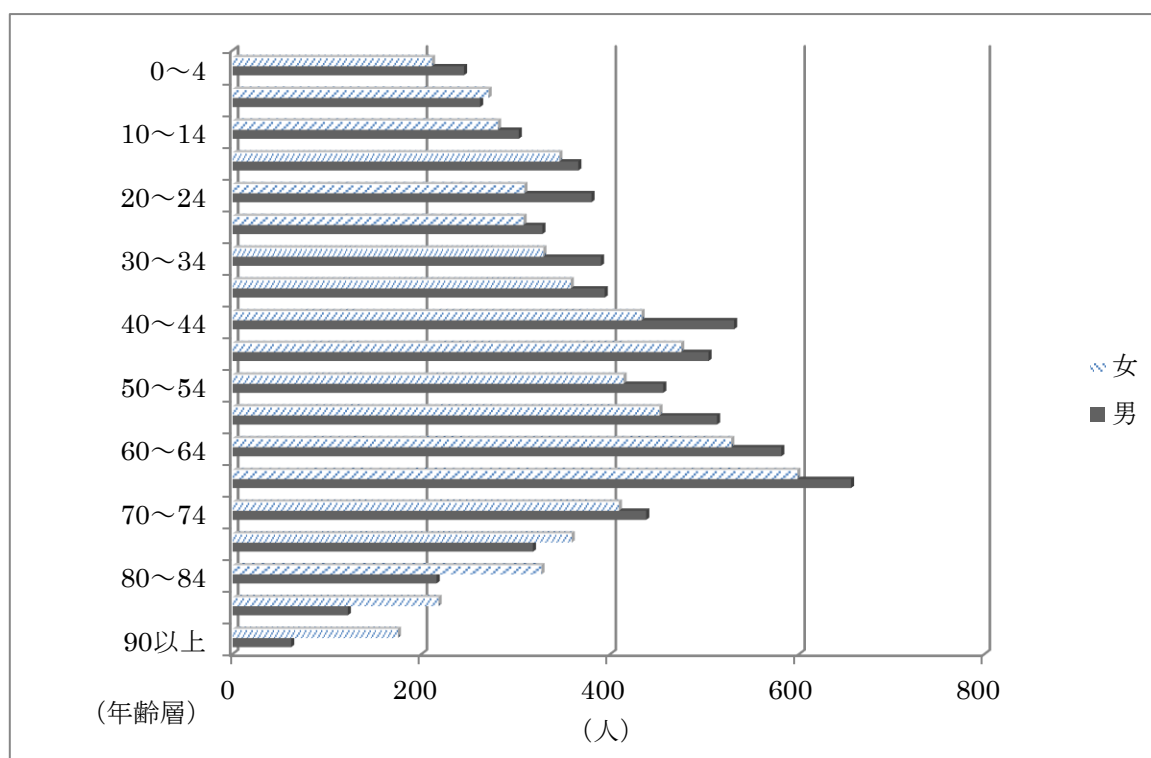


資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(2) 人口構成

本町の平成28年3月末現在の人口構成を5歳階級別にみると、男女ともに65～69歳の年齢層がもっとも多く、次いで60～64歳が多い状況となっています。2番目に人口が多い60～64歳の年齢層が5年後には65歳以上の高齢者となることから、今後も大幅な高齢者の増加が見込まれます。

◆ 人口構成



資料：住民基本台帳（平成28年度末現在）

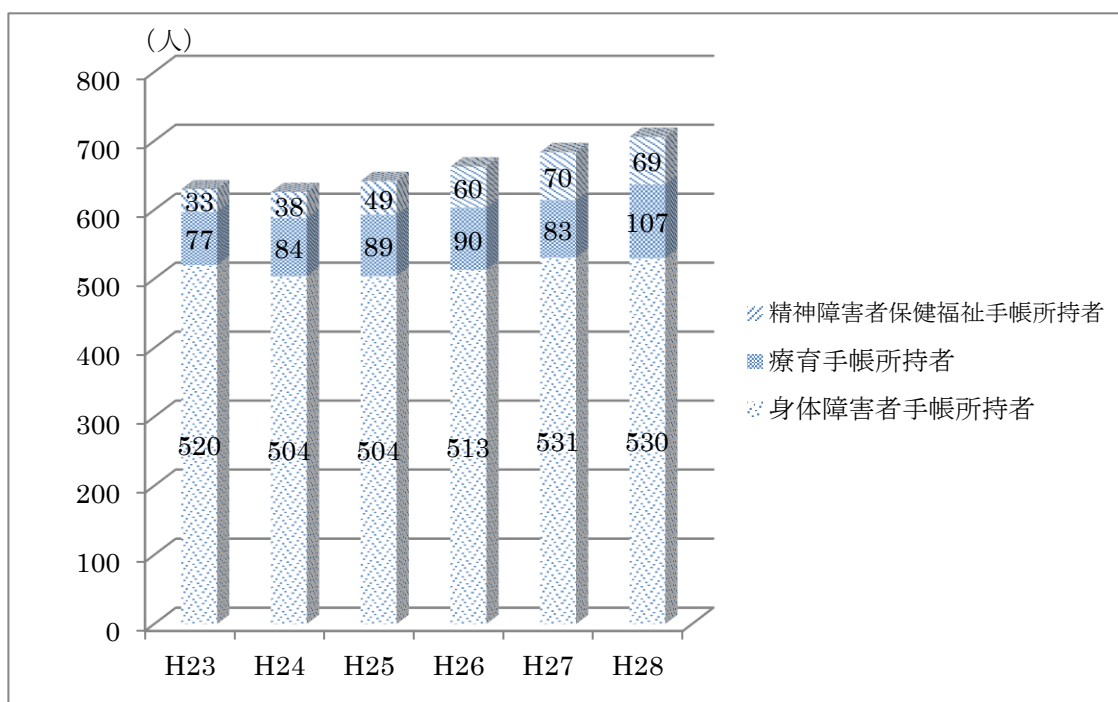
2 神川町の障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の総数は、平成28年度末では706人となっており、平成23年度末と比較すると76人増加しています。

また、平成28年度末現在の所持者の割合は、身体障害者手帳の所持者が全体の75%と最も多く、次いで療育手帳、精神障害者保健福祉手帳となっています。

◆ 障害者手帳所持者数の推移



資料：埼玉県（各年度末現在）

(2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度末現在で、530人となっており、平成23年度末と比較すると10人増加しています。

さらに障害種類別でみると、平成28年度末現在で、肢体不自由が255人と最も多くなっています。

◆ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害程度別）

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H23	164	99	81	100	40	36	520
H24	157	95	81	101	37	33	504
H25	164	87	80	106	35	32	504
H26	167	84	83	113	36	30	513
H27	168	85	87	121	37	33	531
H28	178	84	88	114	34	32	530

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

◆ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）

（単位：人）

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく機能 障害	肢体不自由	内部障害	計
H23	54	54	9	276	127	520
H24	52	52	10	266	124	504
H25	49	51	11	259	134	504
H26	51	48	8	264	142	513
H27	53	50	7	277	144	531
H28	54	54	6	255	161	530

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

(3) 知的障害者の状況

療育手帳の所持者数は、平成28年度末現在で、107人となっており、平成23年度末と比較すると30人増加しています。また、等級では、B（中度）とC（軽度）の占める割合が高くなっています。

◆ 療育手帳所持者の推移（障害程度別）

（単位：人）

	㊤	A	B	C	計
H23	12	23	22	20	77
H24	13	25	25	21	84
H25	15	24	24	26	89
H26	15	28	25	31	99
H27	15	27	30	32	104
H28	16	25	35	31	107

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28年度末現在で、69人となっており、平成23年度末と比較すると36人増加しています。また、通院患者を疾病別の推移で見ると、統合失調症圏及び気分障害の占める割合が高くなっています。

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（障害程度別）（単位：人）

	1 級	2 級	3 級	計
H23	4	22	7	33
H24	5	22	11	38
H25	5	26	18	49
H26	5	26	22	53
H27	7	32	23	62
H28	10	35	24	69

資料：埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

◆ 精神障害者（通院患者・疾病別）の推移（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
症状性を含む器質性精神障害	1	2	2	1	1	3
精神作用物質使用による精神及び行動障害	0	0	0	0	0	1
統合失調症圏	44	50	47	47	47	42
気分障害	34	41	39	44	55	52
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	2	3	6	7	8	10
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1	0	1	2	2	2
成人の人格及び行動の障害	0	0	1	1	1	1
精神遅滞	1	4	4	3	2	2
心理的発達の障害	2	1	2	1	1	1
小児〈児童〉期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	1	1	1	1	2	3
てんかん	5	5	6	6	7	7
その他の精神障害	0	0	0	0	0	0
分類不明	0	1	0	6	3	4
計	91	108	109	119	129	128

資料：埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

(5) 難病患者の状況

特定疾患（指定難病）医療受給者数は、平成28年度末現在で93人となっており、平成23年度末と比較すると20人増加しています。

また、小児慢性特定疾患医療受給者数は、平成23年度末では18人、平成28年度末では17人となっています。

◆ 難病患者の推移

(単位：人)

	H23	H24	H25	H26(※)	H27	H28
特定疾患（指定難病） 医療受給者数	73	85	72	81	83	93
小児慢性特定疾患 医療受給者数	18	18	17	19	19	17
合 計	91	103	89	100	102	110

資料：埼玉県本庄保健所（各年度末現在）

※平成26年度については、平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行（小児慢性も同じ）となったため、平成26年12月末時点での数字となっています。

第3章 現状の課題と今後の方向性

1 理解と共感の推進

(1) 現状と課題

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

障害のある人もない人も、ともに生きる社会を実現するために、様々な広報・啓発活動が展開されていますが、依然として、障害に対する誤解や偏見により、不利益な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないため、様々な場面で暮らしにくさを感じている人も少なくありません。

ノーマライゼーションの理念を推進していくためには、障害者に対する正しい理解と認識をもって誤解や偏見をなくすための活動を継続的に進めていく必要があります。

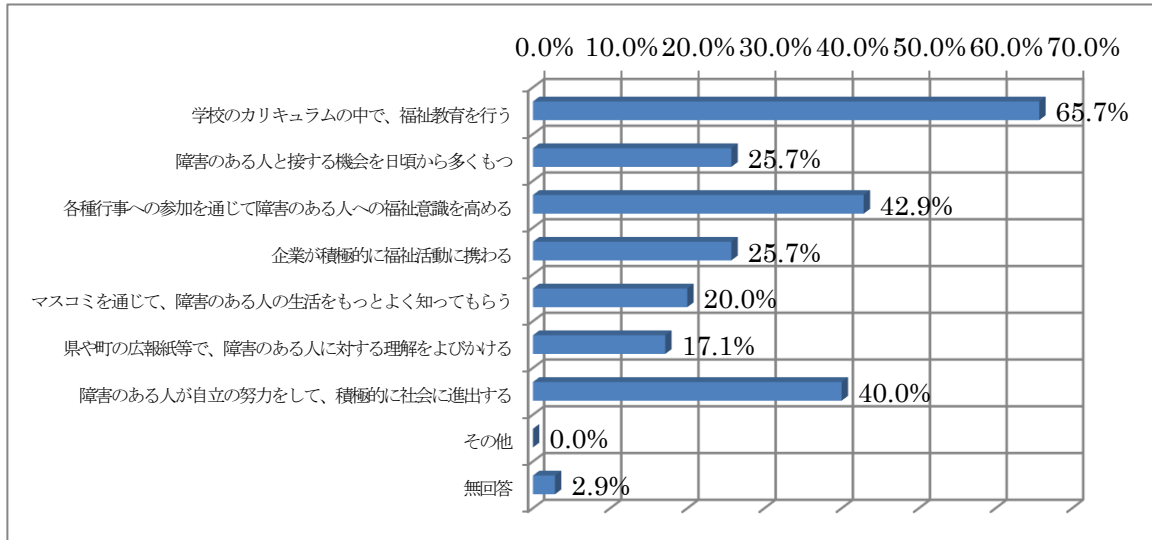
(2) アンケート調査結果

障害のある人への町民の理解を深めるために必要なことでは、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が65.7%と最も多く、次いで「各種行事への参加を通じて障害のある人への福祉意識を高める」が42.9%の人が回答しており、早い時期からの福祉教育を積極的に推進し障害や障害者に対する正しい理解と認識を養い、福祉意識を高めることが必要です。

また、障害のある人に接する機会については、「ほとんどない」が42.9%と最も多く、次いで「年に数回」が22.9%となっており、合わせて65.8%があまり接することがないことから、保育所、幼稚園、小・中学校、高校等で障害者とのふれあう機会をつくり、子どもの頃から障害者とふれあうことや障害者に対する町民の理解を促進する場の提供が必要となります。

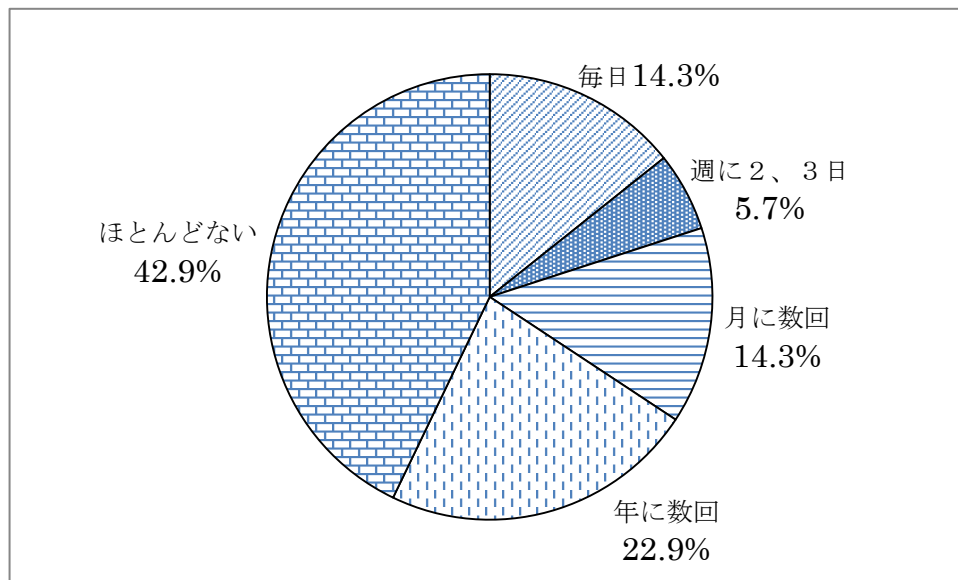
次に、成年後見制度の認知度では、「言葉の内容も知らない」、「言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない」が64.4%であり、また、成年後見制度の活用では「わからない」、「活用したいと思わない」などがあげられ、制度の浸透が進んでいない状況です。

◆ 障害のある人への理解を深めるために必要なもの（複数回答）



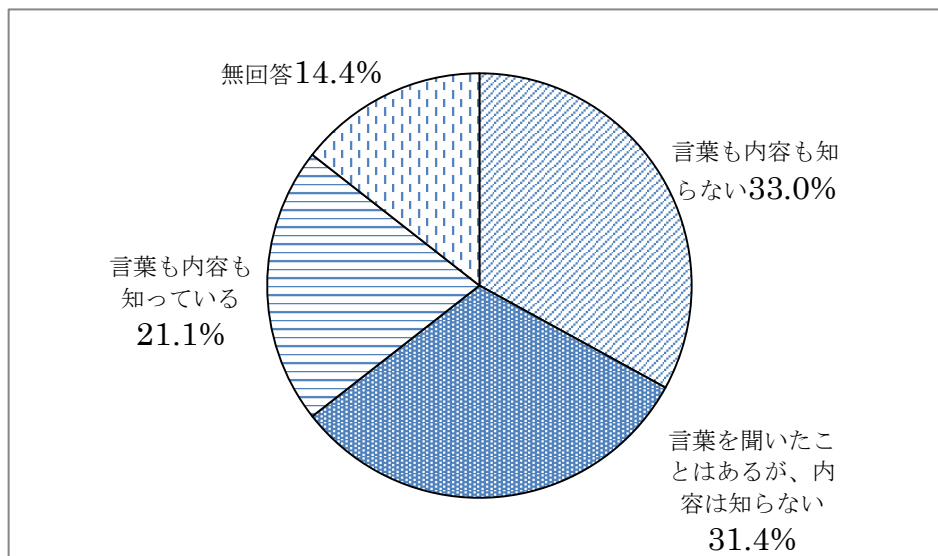
資料：健常者アンケート調査（n：35）

◆ 障害のある人に接する機会



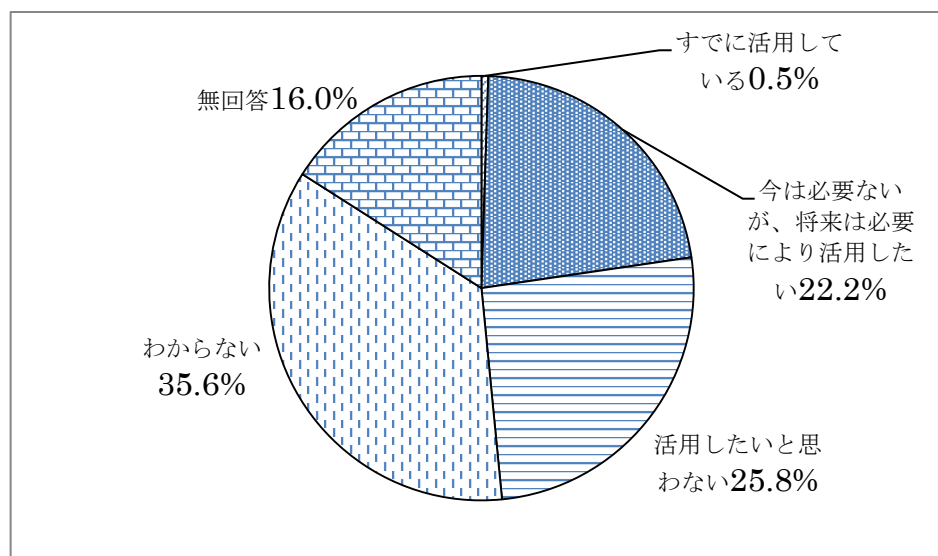
資料：健常者アンケート調査（n：35）

◆ 成年後見制度の認知度



資料：障害者アンケート調査（n：194）

◆ 成年後見制度の活用



資料：障害者アンケート調査（n：194）

(3) 実施状況

- 障害者週間には啓発ポスターを庁舎に掲示するなど、障害者週間の周知に努めています。
- 町民福祉課に障害者虐待や差別に関わる相談窓口を設置しています。

(4) 今後の方策

① 広報・啓発活動の推進

- 町の広報紙やパンフレット、ホームページを始め、あらゆる機会をとらえ、障害者に対する理解を深めます。
- 学校における障害者理解の教育を推進し、積極的に情報の提供等による協力を行います。
- 精神障害者についての正しい知識の普及を推進し、関係機関との連携により広報・啓発活動を行っていきます。

② 交流の場の充実

- 保育所や幼稚園等において、障害児と障害のない児童がともに学び、遊ぶことで、幼い時期から自然にノーマライゼーションを感じられる環境づくりに努めます。
- 地域住民と福祉施設等との交流を推進し、障害者に対する理解やボランティア活動への意識の高揚を図ります。
- 様々な行事において、障害者に配慮した環境づくりを行い、参加を促すことにより、障害者と地域住民との交流を図ります。

③ 権利擁護の推進

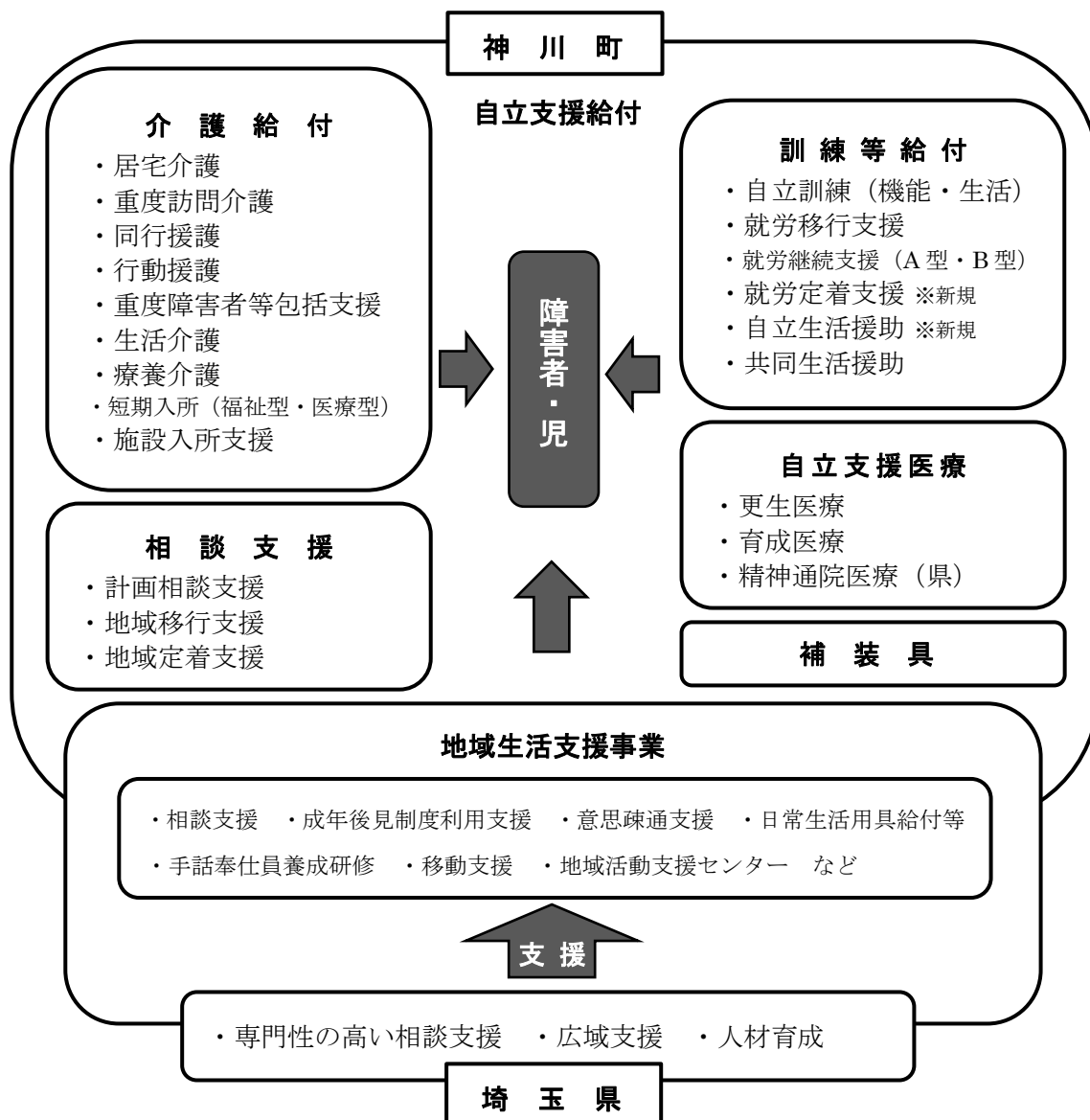
- 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者等のうち判断能力が十分でない人がいる場合に安心して日常生活が送れるよう、権利擁護や権利行使の援助を行います。
- 成年後見制度については、制度の周知を図るとともに、相談支援を通じて制度の利用が必要な人の把握に努め、制度利用の促進を図ります。
- 障害者及び関係者からの差別に関する相談に応じ、関係機関との連携を図ります。
- サービス利用者の権利を擁護するため、介護保険サービスを含む、保健福祉サービス全般に関する苦情や相談に対応します。

2 生活支援の充実 ―障害福祉計画（障害児福祉計画）―

（１）障害者総合支援法によるサービスの全体像

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

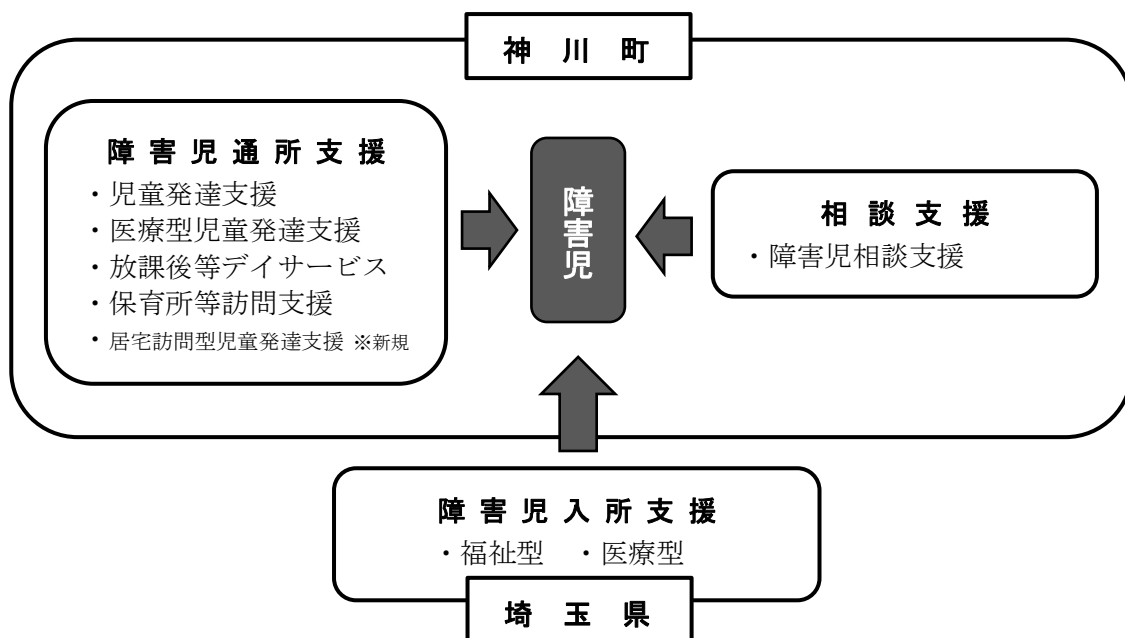
自立支援給付は、障害者の障害程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる全国一律のサービスです。また、地域生活支援事業は、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で実施する事業です。



（２）児童福祉法によるサービスの全体像

平成24年4月に児童福祉法が改正され、これまで障害種別により分かれていた体系が、障害児通所支援と障害児入所支援の利用形態の違いにより体系化され、また、地域支援を強化するため、新たに保育所等訪問支援や障害児相談支援等が創設されました。

障害児については、障害者総合支援法によるサービスと併せて、児童福祉法に規定されているサービスを利用することができます。



(3) 障害者総合支援法への改正ポイント

① 基本理念の創設

新たに障害者総合支援法に基本理念が創設されたことにより、住み慣れた場所で可能な限り必要な支援が受けられることや社会参加の機会の確保等、障害者が保障されるべき権利が明確化され、障害によって分け隔てられることのない「共生社会」を目指す方向性が示されました。

② 障害者・児の範囲を拡大

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者・児の範囲に難病等が追加されました。

③ 障害支援区分への変更

障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示します。

④ 障害者に対する支援の拡大

支援の拡大により、障害者の選択の幅が広がります。

- 重度訪問介護の対象を拡大
- 共同生活介護（ケアホーム）から共同生活援助（グループホーム）へ一元化
- 地域移行支援の拡大
- 地域生活支援事業の追加

（４）平成３２年度の数値目標

平成２９年３月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後日中活動系サービスを利用し、グループホームや一般住宅に移行する者の数を見込み、平成３２年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項 目	目 標	備 考
平成 28 年度末時点の入所者数（Ａ）	9 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数
平成 32 年度末時点の入所者数（Ｂ）	設定しない	平成 32 年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込み（Ａ－Ｂ）	設定しない	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	1 人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

■国の基本指針

平成２８年度末時点での施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成３２年度末の施設入所者数を平成２８年度末時点の施設入所者から２％以上削減することを基本とする。

■埼玉県の考え方

地域生活移行者数は国と同じ９％以上とするが、県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況にあるため、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、児玉郡市（1市3町）で保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置を検討していきます。

【目標値】

項 目	目 標	備 考
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	児玉郡市で検討し、平成32年度末までに設置

■国の基本指針

平成32年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

■埼玉県の方針

国の基本指針のとおり。

③ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備に向けて、関係施設と連携を図り、児玉郡市（1市3町）で整備を検討していきます。

【目標値】

項 目	目 標	備 考
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	児玉郡市で検討し、平成32年度末までに整備

■国の基本指針

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする。

■埼玉県の方針

国の基本指針のとおり。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行は、就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じ推進します。

ア 福祉施設から一般就労への移行

【目標値】

項 目	目 標	備 考
平成 28 年度の一般就労移行者数	1 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 32 年度の一般就労移行者数	2 人	平成 32 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

■埼玉県の方針

国の基本指針のとおり。

イ 就労移行支援事業の利用者数

【目標値】

項 目	目 標	備 考
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業利用者数	7 人	平成 28 年度末時点において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 平成 32 年度末時点の就労移行支援事業利用者数	9 人	平成 32 年度末時点において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 平成 32 年度末時点の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合（％）	50％	現在、就労移行支援事業所はないため、新たに設置した場合を想定して目標を設定

■国の基本指針

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。

■埼玉県考え方

国の基本指針のとおり。

ウ 就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率

【目標値】

項 目	目 標	備 考
【目標値】 平成 32 年度末時点の就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率	80％	平成 32 年度末時点において就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

■国の基本指針

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

■埼玉県考え方

国の基本指針のとおり。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備等に係る国の基本指針を踏まえ、児玉郡市（1市3町）で整備を検討していきます。

ア 重層的な地域支援体制の構築

【目標値】

項 目	目 標	備 考
児童発達支援センターの設置	1箇所	児玉郡市で検討し、平成32年度末までに設置
保育所等訪問支援の体制の構築	設置済み	町内1事業所で実施

■国の基本指針

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

■埼玉県の考え方

国の基本指針のとおり。

イ 重症心身障害児等への支援体制確保

【目標値】

項 目	目 標	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	各1箇所	児玉郡市で検討し、平成32年度末までに設置

■国の基本指針

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

■埼玉県の考え方

国の基本指針のとおり。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【目標値】

項 目	目 標	備 考
関係機関の協議の場の設置	設置済み	児玉郡市自立支援協議会の中に設置

■国の基本指針

医療的ケアが受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

■埼玉県の方針

国の基本指針のとおり。

(5) サービスの実績と見込み量

① 訪問系サービス

ア 各種サービスの概要

	サービス名	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を要する人に、外出時において移動の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

イ サービスの実績と見込み量（月間）

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
居宅介護（ホームヘルプ）	73 時間	74 時間	88 時間	132 時間	143 時間	154 時間
	8 人	8 人	11 人	12 人	13 人	14 人
重度訪問介護	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
同行援護	0 時間	4 時間	30 時間	33 時間	33 時間	66 時間
	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人
行動援護	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

□見込み量算出の考え方

平成27年度から平成29年度のサービス利用状況を勘案し、見込み量を算出しました。

◎サービス確保のための方策

利用対象者の増加が見込まれることから、サービス提供事業者との連携体制を充実します。

② 日中活動系サービス

ア 各種サービスの概要

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う生活面の課題が生じている人に対し、課題解決に向けて相談や連絡調整を一定期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ サービスの実績と見込み量（月間）

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
生活介護	323 人日分	324 人日分	324 人日分	418 人日分	440 人日分	462 人日分
	17 人	18 人	18 人	19 人	20 人	21 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
就労移行支援	80 人日分	75 人日分	72 人日分	132 人日分	154 人日分	176 人日分
	5 人	5 人	4 人	6 人	7 人	8 人
就労継続支援（A型）	13 人日分	18 人日分	18 人日分	22 人日分	22 人日分	22 人日分
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
就労継続支援（B型）	306 人日分	340 人日分	425 人日分	660 人日分	748 人日分	836 人日分
	18 人	20 人	25 人	30 人	34 人	38 人
就労定着支援(※)	—	—	—	0 人	0 人	0 人
療養介護	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
短期入所（福祉型）	36 人日分	30 人日分	39 人日分	65 人日分	65 人日分	65 人日分
	2 人	2 人	3 人	5 人	5 人	5 人
短期入所（医療型）	21 人日分	26 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（注）「人日分」という単位は、「月間の事業所を利用した人数」に「1人1月あたりの平均利用日数」を掛けて算出されるサービス量

□見込み量算出の考え方

平成27年度から平成29年度のサービス利用状況を勘案し、見込み量を算出しました。

※就労定着支援は平成30年度からのサービスです。

◎サービス確保のための方策

地域移行の促進に伴うサービス利用者にも対応できるよう利用者の意向などを情報収集し、整備していきます。

③ 居住系サービス

ア 各種サービスの概要

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害者で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間及び休日、共同生活を行う住居で、相談及び日常生活上の援助を行います。
施設入所支援(障害者支援 施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間及び休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ サービスの実績と見込み量

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自立生活援助(※)	—	—	—	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	11 人	10 人	9 人	11 人	13 人	15 人
施設入所支援	7 人	7 人	8 人	10 人	10 人	10 人

□見込み量算出の考え方

平成27年度から平成29年度のサービス利用状況を勘案し、見込み量を算出しました。

※自立生活援助は平成30年度からのサービスです。

◎サービス確保のための方策

施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携を図ります。

④ 相談支援

ア 各種サービスの概要

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するすべての障害者を対象に、サービス等の利用計画の作成やサービス提供事業者との連絡調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備などの支援を行うものです。
地域定着支援	安定した地域生活を定着させるための相談支援を行うものです。

イ サービスの実績と見込み量

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画相談支援	26 人	29 人	36 人	45 人	48 人	51 人
地域移行支援	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

□見込み量算出の考え方

計画相談支援については、すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象にすることから、対象となる利用者が、3年間で利用できるよう計画的に見込み量を算出しました。地域相談支援については、入所者等の地域生活移行状況を勘案し、見込み量を算出しました。

◎サービス確保のための方策

障害福祉サービス等利用者に、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かい支援を行います。また、入院している精神障害者等に対し地域生活への移行に向けた支援や退院等に伴い単身生活に移行した人に対し地域生活を継続するために必要な支援を行うため、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。

⑤ 障害児福祉サービス

ア 各種サービスの概要

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練などを提供するものです。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障害児の身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などにより外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するものです。
福祉型児童入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技術の付与を行います。
医療型児童入所支援	障害児を入所させて、治療を含めた、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用をする前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

イ サービスの実績と見込み量（月間）

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
児童発達支援	6 人日分	6 人日分	6 人日分	20 人日分	24 人日分	28 人日分
	2 人	3 人	3 人	5 人	6 人	7 人
医療型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	104 人日分	165 人日分	208 人日分	391 人日分	414 人日分	437 人日分
	8 人	11 人	13 人	17 人	18 人	19 人
保育所等訪問支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	1 人日分	1 人日分	1 人日分
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援（※）	—	—	—	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	—	—	—	0 人	0 人	0 人
福祉型児童入所支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
医療型児童入所支援	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	1 人	1 人	1 人	6 人	7 人	8 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

□見込み量算出の考え方

平成27年度から平成29年度のサービス利用状況を勘案し、見込み量を算出しました。

※居宅訪問型児童発達支援は平成30年度からのサービスです。

◎サービス確保のための方策

障害児が円滑にサービスを利用できるよう情報提供に努めます。また、さらなるニーズの把握のためにも、関係機関と連携を図りながら事業の推進に努めます。

⑥ 地域生活支援事業（必須事業）

ア 各種サービスの概要

サービス名	サービスの内容
相談支援事業	障害者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築、障害者に対する虐待防止等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な人で、本人等の財産等の状況から申立て費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、費用の支給を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害者が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

イ サービスの実績と見込み量

(ア) 相談支援事業

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み量		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	無	有
地域自立支援協議会		有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業		有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		無	無	無	無	無	無

□実施に関する考え方

「障害者相談支援事業」「地域自立支援協議会」「市町村相談機能強化事業」については、本庄市、美里町、上里町と広域実施していきます。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
成年後見制度利用支援事業	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

(ウ) 意思疎通支援事業

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み量		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	人	3	5	5	5	5	6
手話通訳者設置事業	箇所	0	0	0	0	0	0

□実施に関する考え方

「手話通訳者派遣事業」については、本庄市、美里町、上里町と広域実施します。

(エ) 日常生活用具給付等事業

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
介護・訓練支援用具	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	2 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
在宅療養等支援用具	0 件	0 件	2 件	1 件	1 件	1 件
情報・意思疎通支援用具	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
排泄管理支援用具	62 件	61 件	61 件	62 件	63 件	64 件
居宅生活動作補助用具	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件

(オ) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
手話奉仕員養成研修事業	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

□実施に関する考え方

「手話奉仕員養成研修事業」については、本庄市、美里町、上里町と広域実施します。

(カ) 移動支援事業

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み量		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
移動支援事業	人	0	1	1	1	1	1
	延べ利用時間	0	5	40	60	70	80

(キ) 地域活動支援センター

サービス名		単位	実績		実績見込み	見込み量		
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
地域活動支援センター	神川町	人	0	0	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0	0	0
	他市町	人	3	4	4	4	5	6
		箇所	2	2	2	2	2	2

□実施に関する考え方

本庄市、美里町、上里町と広域実施します。

◎サービス確保のための方策

年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。また、事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

⑦ 地域生活支援事業（その他事業）

ア 各種サービスの概要

サービス名	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	地域で生活する身体障害者等に、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を支援します。
日中一時支援事業	在宅の障害者・児の日中における活動を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
社会参加促進事業	障害者の社会参加を促進する事業を行います。

イ サービスの実績と見込み量

(ア) 訪問入浴サービス事業

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問入浴サービス事業	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

(イ) 日中一時支援事業

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
日中一時支援事業	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人

(ウ) 社会参加促進事業

サービス名	実績		実績見込み	見込み量		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人
自動車運転免許取得費助成事業	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件
自動車改造費補助事業	2 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件
自動車燃料費助成事業	82 人	108 人	114 人	120 人	125 人	130 人
福祉タクシー利用料金助成事業	83 人	88 人	71 人	70 人	70 人	70 人

□実施に関する考え方

「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」については、本庄市、美里町、上里町と広域実施していきます。

◎サービス確保のための方策

サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。

（６）制度の普及啓発

障害者が自らの意思で障害福祉サービスを利用しながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、広報や各種パンフレット及び町のホームページ等を通じてわかりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を行います。

また、町民の障害に対する理解を深め、協力を得ることが不可欠であり、障害福祉計画の策定を通じて理念と概要の周知を図り、障害の有無にかかわらずお互いが支えあうことができる「共生社会」を目指します。

（７）人材の育成確保及び資質の向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、指定障害福祉サービスに係る人材を質、量ともに確保することが重要です。

障害者総合支援法において、障害福祉サービス提供事業者には「サービス管理責任者」、相談支援事業者には「相談支援専門員」を、また児童福祉法により、障害児福祉サービス提供事業者には「児童発達支援管理責任者」を配置することとされています。これらの専門職は障害福祉サービスの提供において大変重要な役割がありますので、障害者支援等の業務における一定の実務経験と県が実施する研修を修了する必要があります。

このため、県や関連機関と連携を図り、障害福祉サービスの提供体制の整備に必要な人材の確保や資質の向上に取り組んでいきます。

(8) 就労支援

障害者に対する雇用・就業に関しては、単に雇用と就業の場だけの問題ではなく、就業生活を支える日常の生活環境にも配慮を欠かせません。そのためには、障害者を雇用する事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実させ、職場定着に努める必要があります。

今後の障害者総合支援法のもとでは、自立支援給付における訓練等給付の就労移行支援、就労継続支援等の利用促進を図り、障害の程度や適性に応じた能力を開発する訓練や就労のための総合支援を今まで以上に充実させる必要があります。

◎就労を促進するための方策

- ハローワークや障害者就労支援センター、就労移行支援事業所等と連携を強化し、障害者の適性と能力に応じた就労の場を確保します。また、障害者の職業適性にあった就労支援のため、企業の協力を得て、職場体験・職場実習を推進します。
- 事業主に対する障害者雇用の啓発活動を行うため、ハローワークと連携し働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 障害者の職場への定着についても配慮し、就労後の精神的な不安などを解消する相談体制、企業との連携体制を整備します。
- 自立支援給付における訓練等給付の就労移行支援、就労継続支援等の利用促進を図り、就労のための総合支援の充実を図ります。

3 保健・医療体制の充実

(1) 現状と課題

障害の原因には、先天的な要因のものと、事故や疾病による後天的な要因のものとがあります。特に後天的に起こる脳出血や脳梗塞、脳血管性の認知症などから生じる障害のように、加齢が原因となって発生する障害の予防として、生活習慣の改善やその為の健康教育や健康相談などの充実が求められます。また、先天的な障害についても、妊婦健康診査や栄養管理を含めた健康教育、乳幼児健康診査等を実施し、治療や療育を必要とする児童の早期発見を推進していく必要があります。

また、障害者が長期入所・入院から、地域での自立を推進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしています。保健や医療との連携をもとに、地域生活での様々なニーズに対応した相談窓口やリハビリテーション体制の充実も求められます。

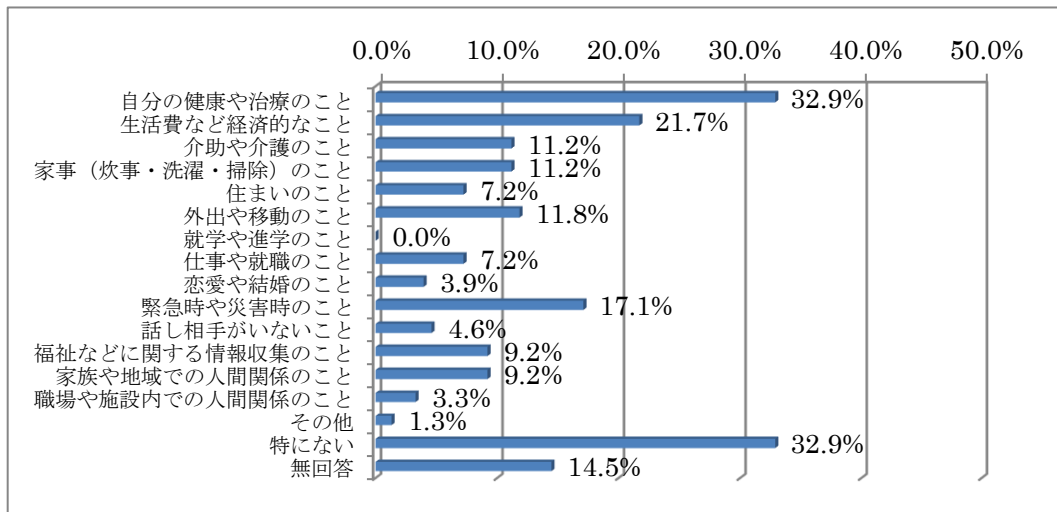
さらに、精神保健の分野については、精神障害者のノーマライゼーションを実現する為に、町民が正しい認識を有することができるよう啓発するとともに、精神障害者に対する個別の相談や訪問指導等の支援活動を推進し、地域精神保健対策及び社会復帰対策を推進していくことが重要となっています。

(2) アンケート調査結果

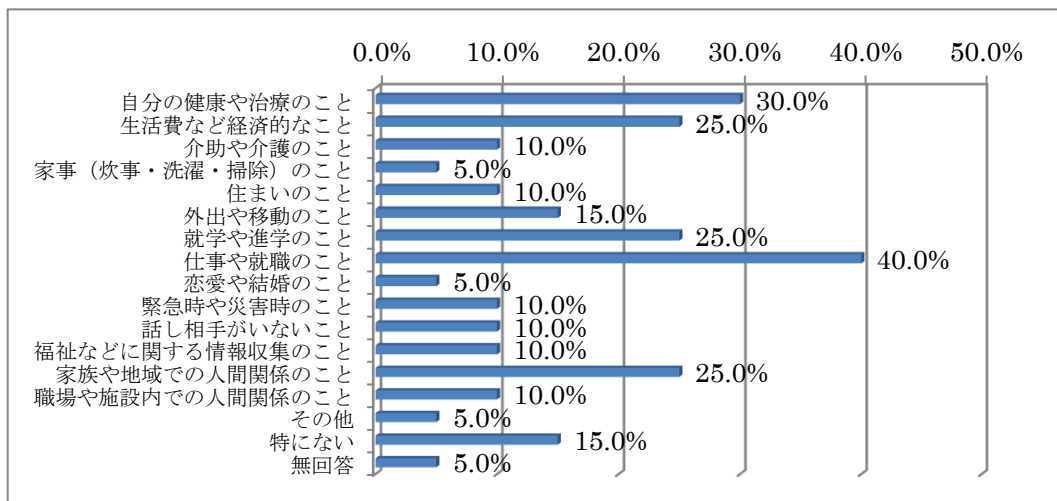
アンケート調査によると、悩んでいることや相談したいことで、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに上位の回答が、「自分の健康・治療のこと」となっています。障害者は健康状態に問題を抱える場合も多いことから、専門的な医療や障害の相談体制の充実が求められています。

◆悩んでいることや相談したいこと（複数回答） 資料：障害者アンケート調査（n：194）

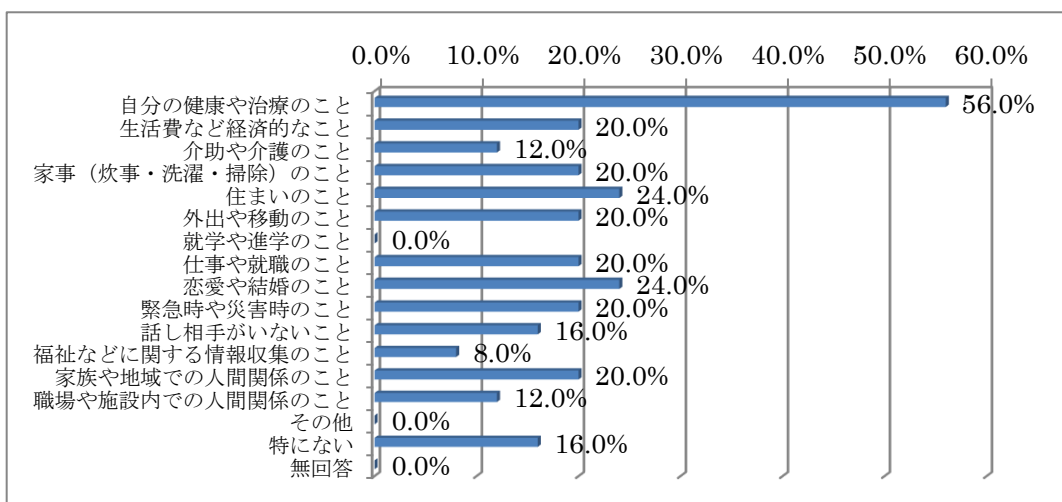
身体障害者



知的障害者



精神障害者



(3) 実施状況

- 神川町健康増進計画「かみかわちょっくら健康21」に沿って、健康づくりへの意思啓発や支援を進め、健康づくりを推進する体制を整備しています。
- 乳幼児から高齢者までを対象とした各種健康診断、訪問指導を実施するとともに、保健、医療、福祉の連携により早期療育、療養体制を図っています。

(4) 今後の方策

① 保健・医療サービスの充実

- 子育ての悩みなどの相談体制についても充実を図り、適切な指導・援助を行えるように整備します。
- 精神障害者の保健医療体制について整備・充実を推進します。
- 健康教育の充実を図り、日常的な健康の維持や病気や障害の予防など、町民すべての生活と健康を向上させる取り組みを行います。

② リハビリテーションの充実

- 障害者に対する相談・判定、医療から職業訓練、社会復帰までの一貫したリハビリテーションを、医療機関相互及び福祉との連携により総合的に提供できるよう体制整備を検討していきます。
- 症状や状況に応じた治療、障害の程度にあったリハビリテーションが適切に受けられるように、関係機関と連携を図り調整を行います。
- 身体機能維持と平行し、地域との交流の場を通じた心のリハビリテーションを推進します。

③ 難病患者対策の充実

- 難病患者の在宅療養生活の把握については、医療機関や関係機関との連携を深め、難病患者のニーズに沿った障害福祉サービスにより、適切な在宅支援に努めます。

④ 精神障害者施策の充実

- 精神障害者に対するケースを総合的に検討するための会議を、関係機関と連携し定期的に開催します。
- 精神障害者に対する偏見をなくすよう、精神障害者についての正しい知識の普及に努めます。
- 民生委員・児童委員やボランティアの研修に精神障害者の福祉に関する研修を取り入れ、精神障害者への理解を促進します。
- 精神障害者保健福祉手帳制度の広報普及を図ります。
- 家族会等のグループがより充実した活動が行えるよう支援します。
- 精神障害者の社会復帰・社会参加を支援します。

⑤ 専門従事者の養成・確保

- 町が3障害（身体障害、知的障害、精神障害）の援護主体となり、現場での専門性のニーズに対応するため、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、保健師等、保健福祉分野の専門職員の人材確保と養成に努めます。
- 精神保健医療の専門職従事者の養成と確保を医療等関係機関との連携により推進します。
- ホームヘルパー等のサービスを提供する従事者が、障害について理解を深めるために、各種研修の参加について斡旋し、資質の向上に努めます。

4 教育・学習環境の充実

(1) 現状と課題

障害児の教育・育成においては、その子どもが将来社会人として自立し、かつ社会の中で、一定の役割を果たし、生き生きと希望に満ちた生活を送れるよう、その持てる力を最大限に発揮できるような教育のあり方が求められています。

ノーマライゼーションの理念からは、障害のある子どもも、できる限り障害のない子どもとともに育ち、ともに学ぶことが大切です。町内の小・中学校において、平成29年度には5校中3校に特別支援学級が設けられています。今後は、すべての学校において設置の推進を図るとともに、通常の学級との交流及び共同学習の推進と、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが地域の一員として生活を送ることができるような教育環境の整備が必要です。また、障害児が卒業後に自立した生活を送ることができるよう、職業教育等の教育内容の充実や卒業後の進路の確保も重要となります。そのためには、できるだけ早期に障害を発見し、必要な療育指導を行うこと、障害の種類、程度、能力、適性等を考慮した教育を行うことが重要です。また、指導に当たる教員も、障害児に対する理解と認識を深める必要があります。また、教職員に対する研修等を充実させる必要があります。

さらに、近年では注意欠陥多動性障害（ADHD）や高機能自閉症など、療育や教育の場において特に支援が必要なケースもみられるようになってきました。平成28年5月に発達障害者支援法が改正されたことにより、発達障害児が他の子どもと一緒に教育を受けられるように配慮し、適切な教育的支援及び支援体制の整備を行う必要があります。

◆ 特別支援学校の在学者数（人）

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
知的障害	0	6	5	8	19
肢体不自由	0	0	0	0	0
病弱	0	0	0	0	0
盲	0	0	0	0	0
ろう	0	0	0	0	0
計	0	6	5	8	19

(平成 29 年 4 月現在)

◆ 特別支援学級と在学児童数

	小学校		中学校		計	
	学級数	児童数(人)	学級数	生徒数(人)	学級数	児童・生徒数(人)
知的障害	2	11	1	5	3	16
肢体不自由	0	0	0	0	0	0
情緒障害	2	5	1	3	3	8
計	4	16	2	8	6	24

(平成 29 年 4 月現在)

(2) 実施状況

- 保育所や幼稚園等における保育者側から見て発達等に遅れがある子どもへの対応方法について、理学療法士や臨床心理士による巡回指導において必要なアドバイスをするなどの支援を行っています。
- 発達の遅れの心配のある子どもや障害児の相談窓口として、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による療育相談を行っています。
- 発達の遅れの心配のある子どもや障害児に対して、児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の提供を行っています。

(3) 今後の方策

① 就学前援助の充実

- 保育所や幼稚園等における障害児の受け入れ体制の充実を図り、障害児が地域の幼児とともに育つ環境の整備をすることにより、心身の発達を促し、もってノーマライゼーションの普及を図ります。
- 障害児に対するより一層の理解を深めるため、保育士等に対する研修を推進します。

② 学校教育の充実

- 学校、教育施設において、障害児に配慮した設備を改善しバリアフリーを推進します。
- 特別支援学級での教育や、特別支援学級と通常の学級との交流学級など、障害児の教育環境についての一層の充実を図ります。
- 障害児の個性を尊重し、可能性を十分に発揮できるように、障害の状況に応じた適切な教育が行えるよう進めていきます。
- 小・中学校における障害児の教育の充実を図るため、教職員に対する研修を推進します。
- 発達障害児の目標や取り組みを定めた個別の計画を作成することを推進します。

③ 社会教育等の充実

- 各種教室やサークル活動等を支援し、障害者が参加できる社会教育の場を増やします。

5 社会参加の推進

(1) 現状と課題

視覚障害者、聴覚障害者等は、障害によって、情報の収集やコミュニケーション手段の確保に困難を抱えています。自立と社会参加を促進するためには、障害者が的確に情報を収集し、コミュニケーション手段を確保できる体制づくりが必要です。そのためには、手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員の人材確保と育成の充実が課題になります。

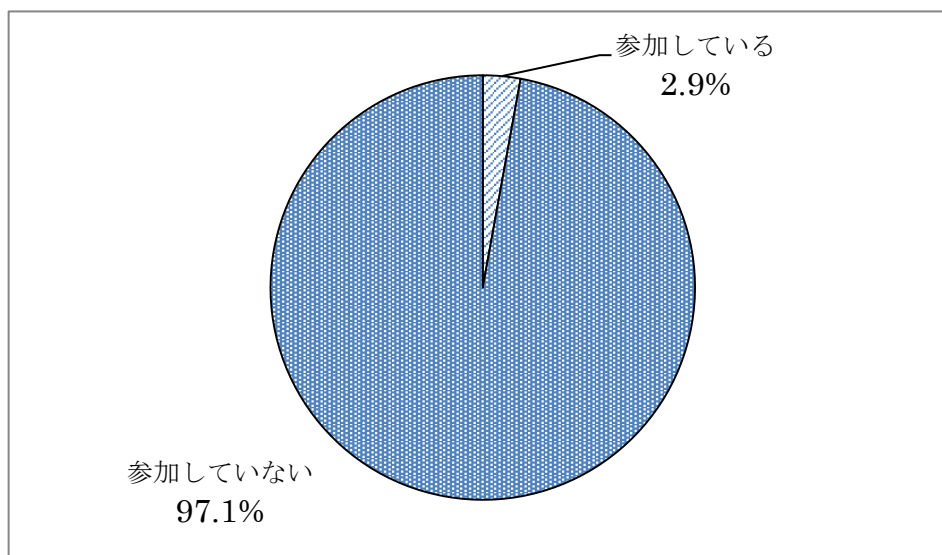
スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加は、生活の質の向上になり、ゆとりや潤いのある生活を送るために大切なものです。社会参加は、障害者自身の健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的なものとなるとともに、単調になりがちな日々の生活に潤いを与え、自立を促進する上で、大きな役割を果たします。また、地域社会の人々の障害者に対する理解を得る機会としても重要な役割を果たしており、積極的に支援していく必要があります。

また、障害者を対象としたボランティア活動の推進は、障害者にとって日常生活を営む上でサポートされるというだけでなく、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものです。現在、町内では、多くのボランティア団体が活動しています。障害者に対する理解や認識を深めるためにも、町民が各種ボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、さらに、社会参加の一環として障害者自身が、ボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも有意義なものと思われます。

(2) アンケート調査結果

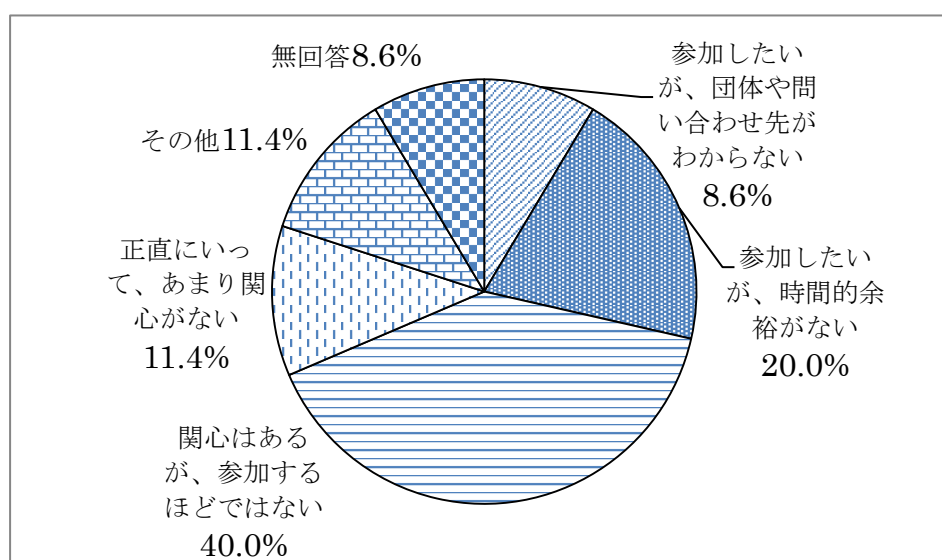
アンケート調査によると、ボランティア活動に「参加している」と回答したのは僅かに2.9%と、ごく一部の人の参加にとどまっています。しかし、一方では、今後のボランティア活動で「ぜひ参加したい」、「できれば参加したい」と回答した人が25.8%となっており、町民のボランティア活動に対する理解と協力を求め、地域のボランティア団体の育成や支援体制の整備を行い、ボランティア活動の環境を整える努力が必要です。

◆ ボランティア活動の参加状況



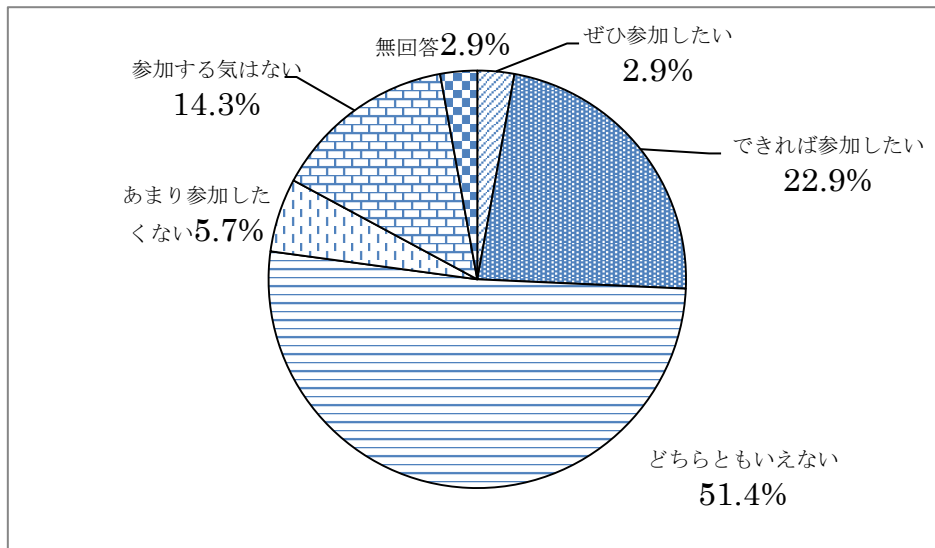
資料：健常者アンケート調査（n：35）

◆ ボランティア活動に参加していない理由



資料：健常者アンケート調査（n：35）

◆ 今後のボランティア活動の参加希望



資料：健常者アンケート調査（n：35）

◆ 社会福祉協議会ボランティア連絡会登録団体

団 体 名	主 な 活 動 内 容	構 成 員
たんぽぽ	施設、保育所、幼稚園等での大型紙芝居の上演及び製作	8
神川町赤十字奉仕団	各種イベントへの参加、施設での活動、各種募金運動の協力、布絵本の作成（一部）	129
民謡愛好会	盆踊り等の夏祭りの協力、浴衣の着付け指導	30
神川民謡愛唱会	民謡披露、施設やサロン訪問	10
かみかわウィンドシンフォニー	楽器演奏、施設訪問	19
おはなしボックス	絵本の読み聞かせ	19
フラダンスサークル	地域交流、施設訪問	9

（平成 29 年 4 月現在）

(3) 実施状況

- 在宅の障害者に対して、ホームヘルパーや地区民生委員・児童委員による訪問等を通じて、地域が一体となって障害者とのコミュニケーションの確立を推進しています。
- 聴覚障害者等のコミュニケーション支援のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。また、各種講演会等開催時には手話通訳者の配置や車いす席の設置を行っています。
- 手話通訳者の人材確保のため、児玉郡市共同で手話奉仕員養成講座を開催しています。
- 障害者生活支援センターと連携し、自立した地域生活を送るために、障害者やその家族からの様々な相談を受け、適切な対応や支援がなされるようサポートしています。
- 障害者の社会参加のため、自動車運転免許の取得や自動車運転に必要な改造に対して支援しています。
- 誰でも気軽に参加できるよう活動の拠点として、町社会福祉協議会にボランティア連絡会を設置し、福祉ボランティアグループの活動を支援するなど、活動の推進に努めています。

(4) 今後の方策

① 社会参加活動の推進

- 障害者の社会参加活動を推進するため、生きがい活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動など多様な事業の充実に努めます。
- 障害者団体や住民団体等が自主的に行う障害者との交流活動や支援活動、スポーツ文化活動等を支援します。
- 障害者が総合支援法やその他様々な情報を得ることができるよう、広報やホームページ等を活用し情報提供に努めます。

② ボランティア活動の推進

- 障害者の社会参加を援助するボランティア活動の和を広げ、理解や関心を深めるため「ボランティア養成講座」を開催し、学生や社会人のボランティア活動参加を推進します。
- 学校における福祉教育の一環として、ボランティア体験等の実施を働きかけ、ボランティア活動への理解を促進します。
- 社会福祉協議会への支援・協力とともに、民生委員・児童委員等との連携により、障害者施策の推進をします。

6 福祉のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

これまで、本町においては、県の「埼玉県福祉のまちづくり条例」を基本として、障害者や高齢者が安心して快適に自立した生活を送れるよう安全性や利便性、快適性が確保されたまちづくりを推進してきました。新設公共施設には、バリアフリーの建築がなされており、既存施設についても、改修工事に合わせたバリアフリー化が行われております。今後は、さらに年齢、性別、国籍、障害の有無などの人々が持つ様々な違いを越えて、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備を推進するため「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいてまちづくりを推進する必要があります。

また、障害者の多くは、その障害のため移動手段が限定されるなどの理由から外出が困難となる場合があります。障害者にとって移動手段を確保することは、外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。障害者が、安全かつ身体的負担の少ない方法で交通機関を利用できるよう、障害者の利用に配慮した交通機関の導入が必要となります。

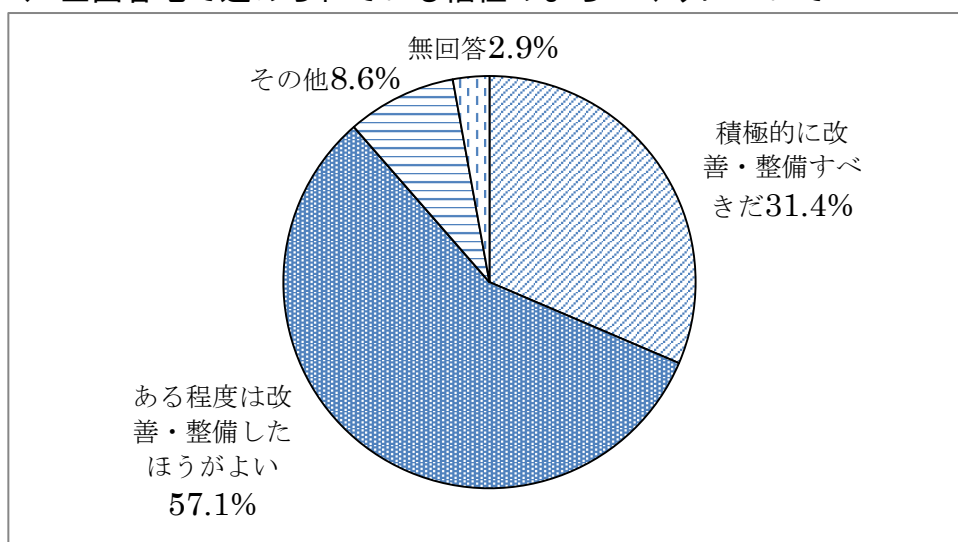
さらに、障害者が、安心して地域で日常生活を送るためには、防犯・防災対策が適切に講じられていることが必要です。障害者や高齢者においては、災害が発生した時などの非常時において、特に被災しやすい立場にあります。町の防災計画に基づいて、行政やその関係機関だけでなく、地域住民やボランティア団体等と密接な連携を図り、避難場所及び避難経路の周知徹底と防災に関する情報の伝達や避難誘導など、きめ細やかな体制づくりが必要になります。

(2) アンケート調査結果

全国各地で進められている福祉のまちづくりについて、「改善・整備すべきだ」、「改善・整備したほうがよい」が88.5%となっています。

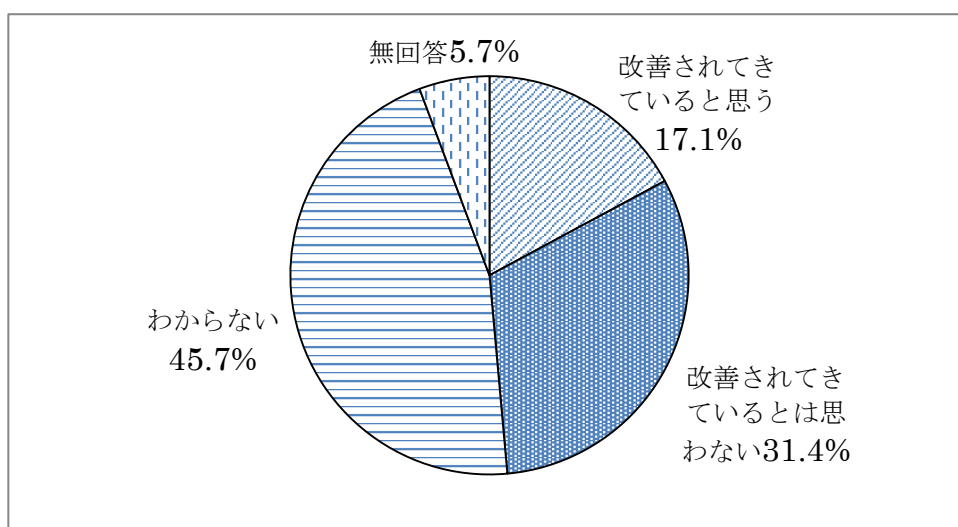
また、万一、災害が起こった際の不安は、「避難先での不安」、「避難する際の不安」などがあげられ、災害時に、避難所などで具体的に困ることは、「トイレのこと」、「薬や医療のこと」などがあげられます。

◆ 全国各地で進められている福祉のまちづくりについて



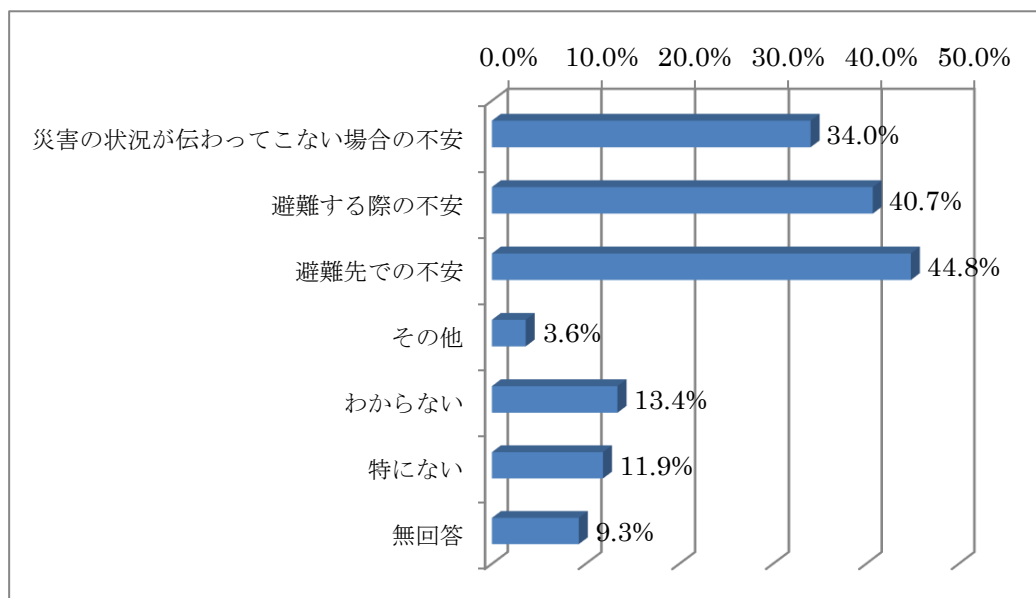
資料：健常者アンケート調査（n：35）

◆ お住まいの地域の福祉のまちづくりについて



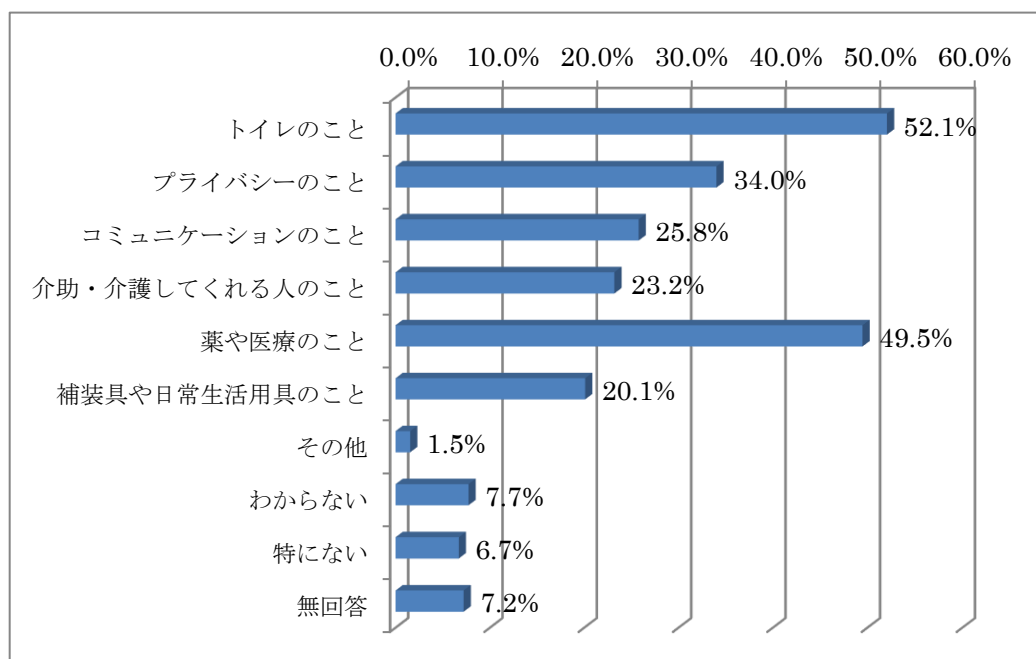
資料：健常者アンケート調査（n：35）

◆ 万一、災害が起こった際の不安は何ですか



資料：障害者アンケート調査（n：194）

◆ 災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか



資料：障害者アンケート調査（n：194）

(3) 実施状況

- 「重度障害者等居宅改善整備費補助事業」により、障害者が快適な住宅環境を確保するための充実を図っています。
- バリアフリーのまちづくりを目指し、公共施設や民間施設については、障害者用トイレ、スロープ等の設置を行っています。
- 移動支援事業の実施や福祉タクシー券の交付、自動車燃料費の助成等により障害者の外出支援の充実を図っています。
- 「災害時避難行動要支援者制度」により、本人の同意を得て登録台帳を整備し、災害時に備えています。

(4) 今後の方策

① 福祉のまちづくりの推進

- 障害者や高齢者等に配慮した生活環境の整備を行うため、平成7年に制定された「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、総合的なまちづくりを推進します。
- 年齢、性別、国籍、障害の有無などの様々な違いを越えて、すべての人が利用しやすいように配慮した施設や建物等の普及を推進し、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。
- 障害者に配慮した掲示板や案内板の整備を進めます。
- 公園・水辺空間等を障害者を含めたすべての町民が使いやすい空間となるような整備を行います。

② 住宅・生活環境の整備

- 住宅に関する相談に応じ、障害に配慮した使いやすい住宅環境への改善を支援します。

③ 道路交通安全の整備の推進

- 障害者の通行の妨げとなる、障害物の除去を目指した啓発を推進し、安心して歩行できる歩道の整備を推進します。
- 病気治療のための通院や福祉施設への通所など、移送サービスを必要とする人が安心して利用できるよう、利用者やその家族に対する情報提供に努めます。

④ 防犯・防災体制の充実

- 「神川町地域防災計画」による障害者の災害時支援対策を推進し、安心して暮らすことのできる地域づくりの充実を図ります。
- 障害者や障害者のいる世帯に対する犯罪防止や予防のための啓発普及について、所轄警察と協力して進めます。
- 障害者の緊急時における安全を確保するため、消防署と連携を図ります。

第4章 計画の推進体制

1 各関係機関相互の連携

(1) 担当課との連携

障害者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労、建設等の多岐にわたっているため、町の福祉、保健を担う担当課が中心となり、行政内部の担当課において、現在の連携体制を継続するとともに、担当者間の連携を密接に行い、効率的、総合的な観点からの対応ができるよう、積極的に推進します。

(2) 各種団体との連携

計画の実施にあたっては、障害者団体、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体との連携を図りながら、計画の推進に努めます。また、保健所との連携を強化しながら健康づくりの推進に努めます。

(3) 地域との連携

障害者施策を推進するためには、地域住民の理解と協力が必要です。地区の特性を生かした地域づくりと、地域福祉を推進するための、行政区活動の育成と支援や助成に努めます。また、民生委員・児童委員は、障害者やその家族の相談活動、各種福祉サービスの周知など活動場面の増加が予想されることから、地域住民と行政とのパイプ役として、十分な情報交換と緊密な連携が図られるよう支援します。

（４）国や県、近隣市町との連携

障害者施策については、就労や精神保健等、国・県の制度に関わる分野も多いことから、国・県の各関係機関との連携を図っていきます。

また、広域的に対応することが望ましい事業については、近隣市町との連携を図り、施設の広域利用や事業の共同推進など、円滑なサービス提供が行える体制を整備します。

2 計画の評価体制

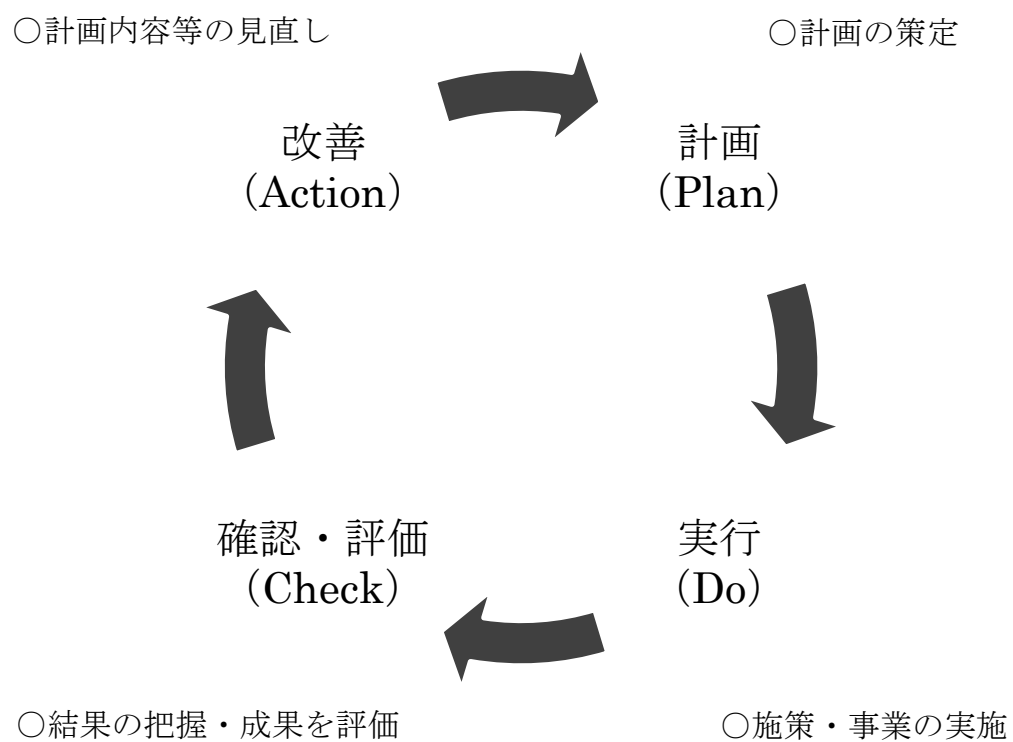
（１）計画の点検体制

「神川町障害福祉計画」「神川町障害児福祉計画」については、各年度において数値目標等の達成状況について確認・評価を行います。また、3年ごとに計画の見直しを行います。

「神川町障害者計画」については、6年ごとの見直しの際に住民の意向を把握したうえで、計画の確認・評価を行います。また、普段のケースワークの際にも当事者からの声や民生委員・児童委員、ホームヘルパー等からの情報により、逐次、意向を把握して、計画を確認・評価し改善に努めます。

住民満足度の向上のため、「計画（P l a n）⇒実行（D o）⇒確認・評価（C h e c k）⇒改善（A c t i o n）」のすべての段階に住民が参加し、住民とともに継続的に柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

◆ PDCAサイクル



資料編

1 アンケート調査結果（障害者）

問1 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。（1つに○）

1	本人が回答	115	59.3%
2	本人が答えて、家族や介助する方が回答	24	12.4%
3	家族や介助する方と相談しながら回答	8	4.1%
4	本人の意見を確認するのは難しいので、家族や介助する方が回答	38	19.6%
	無回答	9	4.6%
	計	194	

問2 あなたの性別は、どちらですか。（1つに○）

1	男性	112	57.7%
2	女性	81	41.8%
	無回答	1	0.5%
	計	194	

問3 平成29年2月1日現在の年齢をお答えください。

1	0～17歳	12	6.2%
2	18～39歳	19	9.8%
3	40～64歳	52	26.8%
4	65歳以上	109	56.2%
	無回答	2	1.0%
	計	194	

問4 あなたの居住地区はどこですか。（1つに○）

1	丹荘地区	91	46.9%
2	青柳地区	43	22.2%
3	渡瀬地区	28	14.4%
4	神泉地区	26	13.4%
5	その他	4	2.1%
	無回答	2	1.0%
	計	194	

問5 あなたと同居している方はどなたですか。（あてはまるものすべてに○）

1	自分一人で暮らしている	27	13.9%
2	父、母	47	24.2%
3	配偶者（夫・妻）	74	38.1%
4	子ども、子どもの配偶者、孫	53	27.3%
5	祖父、祖母	8	4.1%
6	兄弟、姉妹	25	12.9%
7	親せき	3	1.5%
8	福祉施設の職員や仲間	21	10.8%
9	その他	5	2.6%
	無回答	5	2.6%
	計	268	

問6 あなたを含め、何人で暮らしていますか。

1	1人	29	14.9%
2	2人	45	23.2%
3	3人	34	17.5%
4	4人以上	85	43.8%
	無回答	1	0.5%
	計	194	

問 7 身体障害者手帳をお持ちですか。(1 つに○)

1	1 級	39	20.1%
2	2 級	32	16.5%
3	3 級	38	19.6%
4	4 級	31	16.0%
5	5 級	7	3.6%
6	6 級	5	2.6%
7	持っていない	25	12.9%
	無回答	17	8.8%
	計	194	

問 8 身体障害者手帳をお持ちの方のみお答えください。あなたにはどのような障害がありますか。(あてはまるものすべてに○)

1	視覚	15	7.7%
2	聴覚・平衡機能	20	10.3%
3	音声機能・言語機能・そしゃく機能	7	3.6%
4	肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	66	34.0%
5	内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうなど)	43	22.2%
6	その他	24	12.4%
	無回答	39	20.1%
	計	214	

問 9 療育手帳をお持ちですか。(1 つに○)

1	①	4	2.1%
2	A	4	2.1%
3	B	6	3.1%
4	C	6	3.1%
5	持っていない	98	50.5%
	無回答	76	39.2%
	計	194	

問 10 療育手帳をお持ちの方のみお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

1	知的障害	18	9.3%
2	発達障害	8	4.1%
3	その他	8	4.1%
	無回答	165	85.1%
	計	199	

問 11 精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

(1 つに○)

1	1 級	4	2.1%
2	2 級	13	6.7%
3	3 級	8	4.1%
4	持っていない	96	49.5%
	無回答	73	37.6%
	計	194	

問 12 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1	統合失調症	10	5.2%
2	うつ病・そううつ病	9	4.6%
3	てんかん	1	0.5%
4	発達障害	5	2.6%
5	高次脳機能障害	0	0.0%
6	その他	2	1.0%
	無回答	171	88.1%
	計	198	

問 13 あなたは、障害福祉サービスの障害支援区分の認定を受けていますか。

1	区分 1	2	1.0%
2	区分 2	4	2.1%
3	区分 3	5	2.6%
4	区分 4	2	1.0%
5	区分 5	1	0.5%
6	区分 6	1	0.5%
7	受けていない	59	30.4%
8	わからない	57	29.4%
	無回答	63	32.5%
	計	194	

問 14 ふだん、あなたを主に援助・介助しているのはどなたですか。(1 つに○)

1	特に援助・介助は受けていない	63	32.5%
2	父、母、祖父、祖母	26	13.4%
3	配偶者（夫、妻）	23	11.9%
4	子ども、子どもの配偶者、孫	14	7.2%
5	兄弟、姉妹	4	2.1%
6	親せき	1	0.5%
7	近所の人または友人	0	0.0%
8	施設や病院の職員	26	13.4%
9	ヘルパーやボランティア	2	1.0%
10	その他	3	1.5%
	無回答	32	16.5%
	計	194	

問 15 【問 14 で 2～10 を回答した方にうかがいます。】問 14 の方があなたを援助・介助できない場合、誰にお願いしますか。(あてはまるものすべてに○)

1	同居している別の家族の人	21	10.8%
2	別居している家族、親せきの人	26	13.4%
3	近所の人または友人	4	2.1%
4	ヘルパー等（サービス・制度の利用）	18	9.3%
5	施設の職員（短期入所の利用）	21	10.8%
6	お願いできる人がいない	24	12.4%
7	その他	9	4.6%
	無回答	95	49.0%
	計	218	

問 16 あなたは平日の昼間、主にどのように過ごしていますか。(1 つに○)

1	自宅で家事や育児、趣味などを して過ごしている	14	7.2%
2	外に出かけたり、集まりに参加し たりしている	18	9.3%
3	自宅で過ごしている	65	33.5%
4	幼稚園や保育園、学校などに通っ ている	10	5.2%
5	働いている（福祉作業所などを 含む）	32	16.5%
6	デイサービス・デイケアなどに通 所している	13	6.7%
7	病院・入所施設などで看護・介護 を受けている	25	12.9%
8	その他	5	2.6%
	無回答	12	6.2%
	計	194	

問 17 あなたの外出する回数はどのくらいですか。

(通勤、通学、通院などを含む)(1つに○)

1	ほぼ毎日	56	28.9%
2	週に4～5回	30	15.5%
3	週に2～3回	42	21.6%
4	週に1回	8	4.1%
5	月に1～3回	21	10.8%
6	ほとんど外出しない	28	14.4%
	無回答	9	4.6%
	計	194	

問 18 外出の際に困っていることがありますか。(○は3つまで)

1	付き添ってくれる人がいない	10	5.2%
2	必要な時に、まわりの手助け・配慮が足りない	14	7.2%
3	他人の視線が気になる	21	10.8%
4	他人との会話が難しい	28	14.4%
5	歩道が狭く、道路に段差が多い	16	8.2%
6	道路に放置自転車などの障害物が多く、歩いたり移動しにくい	3	1.5%
7	障害者のトイレが少ない、建物などに段差が多いなど、バリアフリー化がされていない	13	6.7%
8	車を駐車するところがない	7	3.6%
9	利用できる移動手段が限られている	26	13.4%
10	電車やバスがバリアフリー対応していないなど、交通手段を利用しづらい	7	3.6%
11	困っていることは特にない	88	45.4%
12	その他	6	3.1%
	無回答	21	10.8%
	計	260	

問 19 災害時の避難場所を知っていますか。(1つに○)

1	知っている	102	52.6%
2	知らない	80	41.2%
	無回答	12	6.2%
	計	194	

問 20 あなたは、災害時に1人で避難できますか。

(1つに○)

1	できる	81	41.8%
2	できない	74	38.1%
3	わからない	24	12.4%
	無回答	15	7.7%
	計	194	

問 21 災害時に助けてくれる人はいますか。(1つに○)

1	いる	111	57.2%
2	いない	20	10.3%
3	わからない	47	24.2%
	無回答	16	8.2%
	計	194	

問 22 万一、災害が起こった際の不安は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1	災害の状況が伝わってこない場合の不安	66	34.0%
2	避難する際の不安	79	40.7%
3	避難先での不安	87	44.8%
4	その他	7	3.6%
5	わからない	26	13.4%
6	特にない	23	11.9%
	無回答	18	9.3%
	計	306	

問 23 災害時に、避難場所などで具体的に困ると思われることなんでしょうか。(あてはまるものすべてに○)

1	トイレのこと	101	52.1%
2	プライバシーのこと	66	34.0%
3	コミュニケーションのこと	50	25.8%
4	介助・介護してくれる人のこと	45	23.2%
5	薬や医療のこと	96	49.5%
6	補装具や日常生活用具のこと	39	20.1%
7	その他	3	1.5%
8	わからない	15	7.7%
9	特にない	13	6.7%
	無回答	14	7.2%
	計	442	

問 24 現在、あなたは仕事をしていますか。(1 つに○)

1	正規雇用の職員・社員	18	9.3%
2	臨時・パート・アルバイト等	10	5.2%
3	自営業・家業従事者	14	7.2%
4	就労支援支援所や通所施設などで作業をしている	9	4.6%
5	仕事をしていない(問 25 へ)	127	65.5%
	無回答	16	8.2%
	計	194	

問 25 【問 24 で 5 を回答して方にうかがいます。】あなたが仕事をしていない理由は次のどれですか。(1 つに○)

1	仕事をしたくても働く場がない	6	3.1%
2	仕事をしたくても就職の仕方がわからない	2	1.0%
3	障害が重くて仕事ができない	28	14.4%
4	未就学児・就学中のため	11	5.7%
5	高齢・健康上の理由のため	61	31.4%
6	仕事をする気がない	6	3.1%
7	その他	9	4.6%
	無回答	71	36.6%
	計	194	

問 26 障害者が仕事に就くためにはどんなことが大切だと思いますか。(○は 3 つまで)

1	自分の技能や能力を高めること	23	11.9%
2	技能・知識の習得のためのセミナーや職業訓練が充実していること	15	7.7%
3	障害者を受け入れる職場がたくさんあること	74	38.1%
4	障害や健康状態に合った仕事ができること	72	37.1%
5	事業主や職場の人が障害に対して十分理解していること	78	40.2%
6	職場の施設や設備が障害のある人にも利用できるように整備されていること	26	13.4%
7	障害者の就職に関する情報が充実していること	18	9.3%
8	仕事について気軽に相談できる人や場所があること	33	17.0%
9	その他	7	3.6%
10	わからない	26	13.4%
11	特にない	12	6.2%
	無回答	25	12.9%
	計	409	

問 27 障害者が働き続けるためにはどんな支援が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1	職場に慣れるまで指導してくれる人がいること	93	47.9%
2	バリアフリー化された職場施設があること	28	14.4%
3	職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること	86	44.3%
4	仕事を補助してくれる人がいること	57	29.4%
5	障害者に代わって職場に改善してほしいことを伝える人がいること	38	19.6%
6	必要な支援はない	2	1.0%
7	その他	7	3.6%
8	わからない	36	18.6%
	無回答	26	13.4%
	計	373	

問 28 あなたは悩んでいることや相談したいことがありますか。(あてはまるものすべてに〇)

1	自分の健康や治療のこと	62	32.0%
2	生活費など経済的なこと	42	21.6%
3	介助や介護のこと	20	10.3%
4	家事（炊事・洗濯・掃除）のこと	23	11.9%
5	住まいのこと	15	7.7%
6	外出や移動のこと	24	12.4%
7	就学や進学のこと	5	2.6%
8	仕事や就職のこと	22	11.3%
9	恋愛や結婚のこと	11	5.7%
10	緊急時や災害時のこと	32	16.5%
11	話し相手がいないこと	11	5.7%
12	福祉などに関する情報収集のこと	16	8.2%
13	家族や地域での人間関係のこと	22	11.3%
14	職場や施設内での人間関係のこと	11	5.7%
15	その他	3	1.5%
16	特にない	61	31.4%
	無回答	23	11.9%
	計	403	

問 29 あなたは悩みごとや心配ごとがあるとき、どのようなところに相談していますか。

(あてはまるものすべてに〇)

1	家族・親せき	124	63.9%
2	友人・知人	48	24.7%
3	役場の関係課窓口（地域包括支援センターを含む）	22	11.3%
4	保健センター	10	5.2%
5	病院・診療所	43	22.2%
6	保健所・児童相談所	1	0.5%
7	福祉施設や作業所の職員	30	15.5%
8	民生委員・児童委員	2	1.0%
9	学校の先生や職場の仲間	12	6.2%
10	社会福祉協議会の職員	7	3.6%
11	その他	11	5.7%
	無回答	28	14.4%
	計	338	

問 30 あなたは日常生活の中で障害を理由とした差別や偏見を感じるがありますか。(1つに〇)

1	よく感じる（問 31 へ）	12	6.2%
2	ときどき感じる（問 31 へ）	30	15.5%
3	ほとんど感じたことはない	82	42.3%
4	まったく感じたことはない	41	21.1%
	無回答	29	14.9%
	計	194	

問 31 【問30で 1, 2 と回答した方にうかがいます。】

あなたはどこで差別や偏見を感じるがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1	バスや電車	6	3.1%
2	街中	10	5.2%
3	町役場などの公共機関	5	2.6%
4	スーパーやお店など	17	8.8%
5	学校・職場・その他施設	10	5.2%
6	家庭内	8	4.1%
7	その他	3	1.5%
	無回答	149	76.8%
	計	208	

問 32 【問 30 で 1, 2 と回答した方にうかがいます。】

具体的に差別や偏見を感じた時の状況をお書きください。

問 33 障害のある人への理解を深めるために、必要だと思うことは何ですか(○は 3 つまで)

1	学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う	49	25.3%
2	障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ	46	23.7%
3	各種行事への参加を通じて障害のある人への理解を高める	39	20.1%
4	企業が積極的に福祉活動に携わる	36	18.6%
5	マスコミを通じて、障害のある人に対する理解を呼びかける	22	11.3%
6	県や町の広報誌で、障害のある人に対する理解を呼びかける	33	17.0%
7	障害のある人が自立を努力して、積極的に社会に進出する	38	19.6%
8	その他	3	1.5%
9	わからない	38	19.6%
10	特にない	12	6.2%
	無回答	34	17.5%
	計	350	

問 34 「成年後見制度」とは、知的障害や精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは成年後見制度について知っていましたか。(1 つに○)

1	言葉も内容も知らない	64	33.0%
2	言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない	61	31.4%
3	言葉も内容も知っている	41	21.1%
	無回答	28	14.4%
	計	194	

問 35 あなたは、成年後見制度を活用したいと思いますか。(1 つに○)

1	すでに活用している	1	0.5%
2	今は必要ないが、将来は必要により活用したい	43	22.2%
3	活用したいと思わない	50	25.8%
4	わからない	69	35.6%
	無回答	31	16.0%
	計	194	

問 36 あなたが、暮らしやすくなるために、特にしてほしいことはどのようなことですか。(〇は3つまで)

1	障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	48	24.7%
2	外出(買い物や映画鑑賞など)の支援をしてほしい	7	3.6%
3	いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい	36	18.6%
4	ホームヘルパーの派遣など、在宅生活支援サービスを充実させてほしい	10	5.2%
5	障害者が通所できる施設を整備してほしい	19	9.8%
6	障害のある人の働く場所の確保や就労の定着を図ってほしい	37	19.1%
7	障害のある人が暮らす住宅を整備してほしい	4	2.1%
8	乳幼児期の障害の早期発見や適切な療育を充実させてほしい	6	3.1%
9	障害のある子どもたちの特性にあった教育を充実させてほしい	7	3.6%
10	障害のある人が適切に医療を受けられる体制を整備してほしい	18	9.3%
11	災害時に備え、要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保を図ってほしい	23	11.9%
12	文化、教育、スポーツ、レクリエーション活動に対する支援をしてほしい	2	1.0%
13	年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい	74	38.1%
14	その他	5	2.6%
15	わからない	14	7.2%
16	特にない	26	13.4%
	無回答	32	16.5%
	計	368	

問 37 あなたが使っているサービスは次のどれですか。(あてはまるものすべてに〇)

1	外出する時の送迎や付き添い	10	5.2%
2	掃除や買い物などの手伝い(ヘルパーなどの家事援助)	6	3.1%
3	入浴・食事などの介護(身体介護)	10	5.2%
4	就労支援	7	3.6%
5	自立した生活のための訓練	5	2.6%
6	ショートステイ(短期入所)	4	2.1%
7	手話などのコミュニケーションの支援	2	1.0%
8	グループホーム・ケアホームへの入居	7	3.6%
9	施設への入所	19	9.8%
10	施設などへの通所	20	10.3%
11	一般的、専門的な相談	6	3.1%
12	その他	16	8.2%
13	使っているサービスはない	84	43.3%
	無回答	35	18.0%
	計	231	

問 38 あなたが今後、問 37 で○をつけたもの以外
で、特に必要としているサービスは次のどれですか。

(○は3 つまで)

1	外出する時の送迎や付き添い	20	10.3%
2	掃除や買い物などの手伝い（ヘルパーなどの家事援助）	13	6.7%
3	入浴・食事などの介護（身体介護）	9	4.6%
4	就労支援	10	5.2%
5	自立した生活のための訓練	12	6.2%
6	ショートステイ（短期入所）	5	2.6%
7	手話などのコミュニケーションの支援	2	1.0%
8	グループホーム・ケアホームへの入居	6	3.1%
9	施設への入所	10	5.2%
10	施設などへの通所	8	4.1%
11	一般的、専門的な相談	7	3.6%
12	その他	24	12.4%
13	使っているサービスはない	59	30.4%
	無回答	56	28.9%
	計	241	

問 38 最後に、地域活動、福祉等について意見がありましたらご自由にご記入ください

2 アンケート調査結果（健常者）

問 1 あなたの性別は、どちらですか。（1 つに○）

1	男性	14	40.0%
2	女性	21	60.0%
	無回答	0	0.0%
	計	35	

問 2 あなたの年齢（平成 29 年 2 月 1 日現在）を記入してください。

1	20 歳代	4	11.4%
2	30 歳代	4	11.4%
3	40 歳代	5	14.3%
4	50 歳代	6	17.1%
5	60 歳代	7	20.0%
6	70 歳代以上	9	25.7%
	無回答	0	0.0%
	計	35	

問 3 あなたは、障害者の福祉に関心がありますか。（1 つに○）

1	非常に関心がある⇒問 3-1 へ	3	8.6%
2	ある程度関心がある⇒問 3-1 へ	17	48.6%
3	どちらともいえない	10	28.6%
4	あまり関心がない	3	8.6%
5	まったく関心がない	2	5.7%
	無回答	0	0.0%
	計	35	

問 3-1（問 3 で「1」「2」のどちらかを答えた方にお聞きします。）どのような理由から関心をお持ちですか。（○はいくつでも）

1	自分自身に障害があるため	4	11.4%
2	自分の身内や近所、知り合いに障害のある方がいるから	13	37.1%
3	障害のある方に対してボランティア活動を行っているから	1	2.9%
4	自分自身が福祉に関する職業に就いているから	1	2.9%
5	テレビや新聞等で障害のある方に関することを目にしたり聞いたりするから	11	31.4%
6	町の広報誌で障害のある方に関することを目にするから	4	11.4%
7	とくに理由はないが、以前から福祉について関心を持っているから	3	8.6%
8	その他	1	2.9%
	無回答	13	37.1%
	計	51	

問4 あなたは今までに障害者に関連のある次の言葉を聞いたことがありますか。聞いたことのあるものをお選びください。(〇はいくつでも)

1	完全参加と平等	0	0.0%
2	障害者の日	9	25.7%
3	福祉のまちづくり	15	42.9%
4	国際障害者年	4	11.4%
5	バリアフリー	29	82.9%
6	ユニバーサルデザイン	9	25.7%
7	障害者差別解消法	5	14.3%
8	障害者総合支援法	5	14.3%
9	障害者の雇用率	13	37.1%
10	どの言葉も聞いたことがない	2	5.7%
	無回答	2	5.7%
	計	93	

問5 毎年、12月9日が「障害者の日」であるということをご存じですか。(1つに〇)

1	知っている	4	11.4%
2	月日は知らないが、「障害者の日」があることは知っている	9	25.7%
3	知らない	22	62.9%
	無回答	0	0.0%
	計	35	

問6 あなたは、「ノーマライゼーション」の考え方をご存じですか。(1つに〇)

1	知っている	2	5.7%
2	知らない	30	85.7%
	無回答	3	8.6%
	計	35	

問7 あなたは障害者についてどのように思われますか。(〇は各1つずつ)

<身体障害者>

1	積極的に援助したい	4	11.4%
2	困っていたら援助したい	24	68.6%
3	特に何も思わない	2	5.7%
4	あまり関わりたくない	1	2.9%
	無回答	4	11.4%
	計	35	

<知的障害者>

1	積極的に援助したい	1	2.9%
2	困っていたら援助したい	21	60.0%
3	特に何も思わない	5	14.3%
4	あまり関わりたくない	4	11.4%
	無回答	4	11.4%
	計	35	

<精神障害者>

1	積極的に援助したい	1	2.9%
2	困っていたら援助したい	16	45.7%
3	特に何も思わない	5	14.3%
4	あまり関わりたくない	8	22.9%
	無回答	5	14.3%
	計	35	

問8 あなたは障害のある人に接する機会はどのくらいありますか。(1つに〇)

1	毎日	5	14.3%
2	週に2、3日	2	5.7%
3	月に数回	5	14.3%
4	年に数回	8	22.9%
5	ほとんどない	15	42.9%
	無回答	0	0.0%
	計	35	

問 9 もしあなたのすぐ近所に障害のある人が引越してきた場合、または、障害者の施設が出来るとしたら、あなたはどのように思いますか。(1 つに○)

1	こちらから声をかけて手助けをしたい	0	0.0%
2	気をかけて、困っていれば手助けをしたい	23	65.7%
3	特別気にかけるということはない	8	22.9%
4	どちらかというと、関わりたくない	3	8.6%
5	その他	0	0.0%
	無回答	1	2.9%
	計	35	

問 10 あなたご自身が、病気や事故などで将来障害者になるかもしれないと考えることがありますか。(1 つに○)

1	よくある	7	20.0%
2	たまにある	21	60.0%
3	あまり考えたことはない	6	17.1%
4	全く考えたことはない	1	2.9%
	無回答	0	0.0%
	計	35	

問 11 あなたはこれまで、障害のある人に手助けをしたことがありますか。(1 つに○)

1	ある	21	60.0%
2	ない (問 11-3 へ)	14	40.0%
	無回答	0	0.0%
	計	35	

問 11-1 (問 11 で「1」と答えた方にお聞きします。) どのような手助けでしたか。(○はいくつでも)

1	横断歩道や階段で手をかした	6	17.1%
2	荷物を持ってあげた	7	20.0%
3	席をゆずった	14	40.0%
4	電話を代わりにかけた	1	2.9%
5	書類を読んだり代書した	0	0.0%
6	掃除・洗濯などの家事を手伝った	1	2.9%
7	入浴や着替えなどのお世話をした	0	0.0%
8	相談相手、話し相手になった	5	14.3%
9	買い物を代わりにしたり、病院などで薬をもらってきた	3	8.6%
10	車いすを押したり、持ち上げるのを手伝った	10	28.6%
11	車で送り迎えをするなど外出の手助けをした	4	11.4%
12	寄付や募金など経済的な援助をした	6	17.1%
13	その他	1	2.9%
	無回答	11	31.4%
	計	69	

問 11-2 (問 11 で「1」と答えた方にお聞きします。) どのような気持ちからでしょうか。(○は近いもの 1 つ)

1	特に意識していないが、当然のこととして	5	14.3%
2	困っているときはお互いさまという気持ちから	11	31.4%
3	身内などに障害のある人がいてその大変さを知っているから	1	2.9%
4	近所づきあいや親戚づきあいなどで	2	5.7%
5	何となく	0	0.0%
6	わからない	0	0.0%
7	その他	1	2.9%
	無回答	15	42.9%
	計	35	

問 11-3 (問 11 で「2」と答えた方にお聞きします。)
手助けをしなかった理由は何でしょうか。(○はいくつでも)

1	障害者が困っている場面に出会わなかったから	11	31.4%
2	専門の人や関係者にまかせたほうが良いと思ったから	1	2.9%
3	どのように接していいかわからなかったから	2	5.7%
4	お節介になるような気がしたから	2	5.7%
5	関わるのが、わずらわしい気がしたから	1	2.9%
6	その他	0	0.0%
	無回答	21	60.0%
	計	38	

問 12 あなたは現在、障害のある人を手助けするボランティア活動に参加していますか。(1 つに○)

1	参加している	1	2.9%
2	参加していない	34	97.1%
	無回答	0	0.0%
	計	35	

問 12-1 (問 12 で「2」と回答した方にお聞きします。)参加していない理由は何ですか。(1 つに○)

1	参加したいが、団体や問い合わせ先がわからない	3	8.6%
2	参加したいが、時間的余裕がない	7	20.0%
3	関心はあるが、参加するほどではない	14	40.0%
4	他の人がやっているの、自分がやる必要はない	0	0.0%
5	正直にいうと、あまり関心がない	4	11.4%
6	障害のある人へのボランティアなどする必要がない	0	0.0%
7	その他	4	11.4%
	無回答	3	8.6%
	計	35	

問 13 あなたは今後、障害のある人を手助けするボランティア活動に参加したいと思いますか。(1 つに○)

1	ぜひ参加したい	1	2.9%
2	できれば参加したい	8	22.9%
3	どちらともいえない	18	51.4%
4	あまり参加したくない	2	5.7%
5	参加する気はない	5	14.3%
	無回答	1	2.9%
	計	35	

問 13-1 (問 13 で「1」「2」と回答した方にお聞きします。) 具体的にはどのような活動に参加したいと思いますか。(〇はいくつでも)

1	施設に行って障害者のレクリエーション活動などをする	3	8.6%
2	施設などで障害者の身の回りのお世話をする	2	5.7%
3	障害者が外出するときの付き添いをする	2	5.7%
4	手話や点字を覚えて、視覚障害者や聴覚障害者を援助する	2	5.7%
5	障害のある人のための募金に対して寄付を行う	3	8.6%
6	その他	1	2.9%
	無回答	25	71.4%
	計	38	

問 14 障害者の福祉のために、税金が上がるなど、皆さんの経済的負担が増えるとしたらどう思われますか。(1つに〇)

1	障害のある人の福祉のために、もっと町民の負担を増やすべきである	1	2.9%
2	あまり負担が増えてほしくないが、福祉のためであればある程度はやむを得ない	17	48.6%
3	福祉を推進してほしいが、これ以上負担が増えてほしくない	13	37.1%
4	これ以上福祉を推進する必要はない	2	5.7%
5	その他	1	2.9%
	無回答	1	2.9%
	計	35	

問 15 もっと充実させる必要があると思う障害者の施策をお選びください。(〇は3つまで)

1	障害者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実	10	28.6%
2	各種サービス等の情報提供システムの確立を図るなど情報サービスの充実	4	11.4%
3	ボランティア活動の推進・支援	4	11.4%
4	福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実	10	28.6%
5	障害の早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護などの保健・医療の充実	4	11.4%
6	ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実	11	31.4%
7	グループホーム・生活ホームなどの生活の場の確保	3	8.6%
8	授産施設・福祉工場などの福祉的就労の場の充実	2	5.7%
9	身体障害者療護施設・知的障害者更生施設などの重度障害者施設の充実	2	5.7%
10	障害児に対する教育・療育の充実	8	22.9%
11	障害者の雇用・就業の促進	8	22.9%
12	スポーツ・レクリエーション及び文化活動に対する援助	1	2.9%
13	障害の利用に配慮した公共住宅の供給	6	17.1%
14	建築物や道路の整備・改善などの福祉のまちづくり	5	14.3%
15	移動を容易にするための施策(環境整備、交通機関)の充実	7	20.0%
16	防犯・防災対策の充実	1	2.9%
17	病気にかかりやすいので医療費の軽減	1	2.9%
18	年金などの所得保障の充実	4	11.4%
19	社会福祉施設の充実	2	5.7%
20	結婚についての相談事業の充実	1	2.9%
21	その他	1	2.9%
	無回答	2	5.7%
	計	97	

問 16 障害のある人への町民の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。(〇は3つまで)

1	学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う	23	65.7%
2	障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ	9	25.7%
3	各種行事への参加を通じて障害のある人への福祉意識を高める	15	42.9%
4	企業が積極的に福祉活動に携わる	9	25.7%
5	マスコミを通じて、障害のある人の生活をもっとよく知ってもらう	7	20.0%
6	県や町の広報紙等で、障害のある人に対する理解をよびかける	6	17.1%
7	障害のある人が自立の努力をして、積極的に社会に進出する	14	40.0%
8	その他	0	0.0%
	無回答	1	2.9%
	計	84	

問 17 障害者が積極的に社会参加するようになると、障害者に接する機会が増えることになりますが、これについてどう思いますか。(1つに〇)

1	積極的に社会参加するべきだ	7	20.0%
2	今よりは社会参加するべきだ	19	54.3%
3	今のままでよい	5	14.3%
	無回答	4	11.4%
	計	35	

問 18 あなたの地域は、障害者が気軽に街に出たり、地域の行事に参加できるという意味で、障害者が「社会参加しやすい」街だと思いますか。(1つに〇)

1	社会参加しやすい	0	0.0%
2	社会参加しにくい	9	25.7%
3	わからない	23	65.7%
4	その他	1	2.9%
	無回答	2	5.7%
	計	35	

問 19 障害者が社会参加する上で、最も大きな障壁と思われるものをお選びください。(1つに〇)

1	障害者に対する意識上の障壁があるなど、障害者にとって外出しにくい雰囲気があること	7	20.0%
2	外出を助ける付き添いが少ないこと	4	11.4%
3	公共交通機関が、障害者にとって利用しにくいこと	2	5.7%
4	道路に歩道がなかったり、段差があつたり、物理的な障害があること	6	17.1%
5	障害者用のトイレが少ないこと	2	5.7%
6	その他	0	0.0%
7	よくわからない	7	20.0%
	無回答	7	20.0%
	計	35	

問 20 障害のある人が社会参加を進めるために、もっとがんばってほしいと思う組織、主体はどこですか。(1つに○)

1	県、市町村などの行政機関	17	48.6%
2	社会福祉協議会などの団体	3	8.6%
3	各福祉施設	3	8.6%
4	障害者自身や障害者団体	6	17.1%
5	ボランティア団体	2	5.7%
6	地域住民	1	2.9%
7	その他	0	0.0%
8	特になし	3	8.6%
	無回答	0	0.0%
	計	35	

問 23 最後に、障害者に対する保健・医療・福祉サービス等について日ごろ感じていることがあれば、何でもご自由にお書きください。

問 21 最近、「福祉のまちづくり」として、障害者が街に出やすいように各地で整備が進められています
が、これについてどのように思いますか。(1つに○)

1	積極的に改善・整備すべきだ	11	31.4%
2	ある程度は改善・整備したほうがよい	20	57.1%
3	ほぼ整備されているので、これ以上整備する必要はない	0	0.0%
4	その他	3	8.6%
	無回答	1	2.9%
	計	35	

問 22 障害のある人やお年寄りが安全に外出できるようなまちづくりが各地で進められていますが、あなたのお住まいの地域はいかがですか。(1つに○)

1	改善されてきていると思う	6	17.1%
2	改善されてきているとは思わない	11	31.4%
3	その他	0	0.0%
4	わからない	16	45.7%
	無回答	2	5.7%
	計	35	

3 用語解説

－ ア行 －

医療的ケア（P26、P32、P33）

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

－ カ行 －

介護福祉士（P43）

入浴、排せつ、食事、その他の介護を行い、また家族介護者等の介護に関する相談に応ずる専門職。

基幹相談支援センター（P34）

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障害、知的障害、精神障害のある人や、難病、発達障害など、障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行う機関。

グループホーム（共同生活援助）（P1、P20、P21、P30）

地域において自立した日常生活を営む上で、相談や日常生活上の援助等のサービス提供を行う。

ケアホーム（共同生活介護）（P1、P20）

地域において自立した日常生活を営む上で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービス提供を行う。平成 26 年 4 月からグループホームに統合。

ケアマネジメント（P31）

障害者に対するサービス計画作成により、適切なサービスの選定と調整を行う。次の四つの機能を果たし、障害者の自立、地域生活、社会参加を支援する。

- ①障害者やその家族の相談に応じ、専門的な立場から助言すること。
- ②障害者のニーズを把握し、ケアプランを作成すること。
- ③ケアプランを踏まえ、実際のサービス利用に結びつけること。
- ④適切なサービス利用を継続的に確保すること。

言語聴覚士（P45）

言葉によるコミュニケーションに問題がある人に専門的サービスを提供し、支援する専門職。

権利擁護（P3、17、P34）

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

高機能自閉症（P44）

3 歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、I Q 70 以上で知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

－ サ行 －

埼玉県福祉のまちづくり条例（P52、P55）

高齢者や障害者を始め、すべての県民が安全で快適に生活できる社会環境を目指して、平成 7 年 3 月 20 日に制定された条例。

作業療法士（P43、P45）

作業療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーション技術者。

サービス管理責任者（P38）

障害福祉サービスの提供についてサービス管理を行う者をいう。具体的には、利用者の個別支援計画の作成や、定期的な評価など、サービス提供のプロセス全体に関する管理をするほか、サービスを提供する他の職員に対する指導的な役割を担う。

児童発達支援管理責任者（P38）

放課後等デイサービスや児童発達支援事業で、利用者の個別支援計画を作成してこの計画に基づいた支援が行われるよう管理し、療養を主導する役割を持つ者。

児童発達支援センター（P25）

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

社会福祉協議会（P49、P50、P51、P57）

社会福祉法による社会福祉法人の一つ。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織。

社会福祉士（P43）

福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職。

重症心身障害児（P25）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子ども。

手話通訳者（P35、P47、P50）

都道府県の行う手話通訳者養成研修事業を修了し登録を受けた者。聴覚障害者の理解力に応じた手話通訳の能力が求められる。手話通訳の技能を有する者の総称として、手話通訳士、手話通訳奉仕員を含む意味で用いる場合もある。

障害支援区分（P20）

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が障害支援区分（非該当、区分 1～区分 6）を判定する。

障害者週間（P16）

平成 16 年 6 月に障害者基本法の一部が改正され、12 月 9 日の「障害者の日」が 12 月 3 日から 9 日までの「障害者週間」に拡大された。今後の強調テーマとして、共生社会（障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会）の理念の普及、障害に関する国民理解の促進、国民一人一人が日常生活や事業活動の中で自ら実施できる配慮や工夫の周知が掲げられている。

障害者就労支援センター（P39）

障害者本人や家族からの就労に関する相談を受け、必要な支援をする施設。職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援を行う。

障害者生活支援センター（P50）

障害者や家族からの様々な相談を受け、関係機関との連携のもと、適切な対応や支援がなされるようサポートする機関。また、通常の相談の他にも、障害者総合支援法に基づく計画相談支援として、サービス利用計画案の作成も行っている。

小児慢性特定疾患（P12）

18歳未満の慢性疾患のうち、厚生労働省が特に定めたもの。治療が長期にわたるため保護者の経済的な負担が大きいとして、医療費が公費で負担される。

自立支援協議会（P26、P34）

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。

成年後見制度（P13、P15、P17、P18、P34、P35）

認知症の高齢者や知的・精神障害者等、判断能力が十分でない人を支援するための法律上の制度。判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3種類がある。

相談支援専門員（P38）

障害者の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行う。

－ 夕行 －

地域生活支援拠点等（P22）

障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を一定の区域内に集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点。あるいは、上記機能を地域の複数の期間が分担して担う体制。

地域包括ケアシステム（P22）

障害者や高齢者、子どもを含む、地域のすべての住民の関わりにより、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

注意欠陥多動性障害（ADHD）（P44）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

点訳・朗読奉仕員（P47）

視覚障害者の福祉向上のために図書などを文字情報に点訳したり、朗読により音声化したりするボランティア。

－ ナ行 －

難病（P1、P5、P12、P20、P43）

医学的に明確に定義された病気の名称ではないが、次のように整理されている。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

日常生活用具（P18、P34、P35）

日常生活に必要な道具または設備といったものを給付、または貸与して、重度の障害者の日常生活を補う用具。

ノーマライゼーション（P1、P2、P13、P16、P40、P44、P46）

障害者や高齢者等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、ともに普通の生活を行うことができる社会を目指すことをいう。

－ ハ行 －

バリアフリー（P3、P46、P52、P55）

障害者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと。

ハローワーク（公共職業安定所）（P39）

職業安定法に基づき労働市場の実情に応じて労働力の需給の適正な調整を行うために、全国的体系で組織・設置され、求職者にはその有する能力に適した職業に就く機会を与え、求人者にはその雇用条件に合った求職者の斡旋を行い、無料で公共に奉仕する総合的雇用サービス機関。

補装具（P18）

身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる器具。

ボランティア（P16、P43、P47、P48、P49、P50、P51、P52、P57）

社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者。

－ ヤ行 －

ユニバーサルデザイン（P52、P55）

年齢、性別、国籍、障害の有無などの人々が持つ様々な違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザインしていこうとする考え方。

要約筆記（P34、P47、P50）

聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。

－ ラ行 －

理学療法士（P43、P45）

理学療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーション技術者。

リハビリテーション（P1、P2、P40、P42、P47）

一般的には「障害者の機能回復のための訓練」と考えられているが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味する。

臨床心理士（P45）

心理学のうち、臨床心理学に関して高度な知識・経験を有する専門家。

神川町障害者計画及び障害福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

構 成	氏 名	所 属 等
学識経験者	松 原 博	北部福祉事務所
障害者団体・関係機関	相 川 隆 志	ほっとmama
障害者団体・関係機関	◎ 荒 木 美 弘	神川フロンティア
障害者団体・関係機関	安 藤 謙 一	身体障害者福祉会
障害者団体・関係機関	○ 川 野 俊 彦	神川町社会福祉協議会
障害者団体・関係機関	眞 下 春 香	神川町保健センター

◎委員長、○副委員長

神川町障害者計画
神川町障害福祉計画（障害児福祉計画）

発行

平成３０年 月

神川町役場町民福祉課

埼玉県児玉郡神川町大字植竹 ９０９

TEL：０４９５－７７－２１１１（代）

FAX：０４９５－７７－３９１５

<http://www.town.kamikawa.saitama.jp/>